

令和４年第１回大洗町議会定例会

議 事 日 程 （第１号）

令和４年３月３日（木曜日） 午前９時３０分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針
- 日程第 4 議案第 6 号 令和４年度大洗町一般会計予算
議案第 7 号 令和４年度大洗町国民健康保険特別会計予算
議案第 8 号 令和４年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 9 号 令和４年度大洗町介護保険特別会計予算
議案第 10 号 令和４年度大洗町公共下水道事業特別会計予算
議案第 11 号 令和４年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算
議案第 12 号 令和４年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算
議案第 13 号 令和４年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算
議案第 14 号 令和４年度大洗町水道事業会計予算
- 日程第 5 議案第 15 号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 16 号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 17 号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 18 号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 19 号 大洗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 20 号 大洗町農業共済条例を廃止する条例
議案第 21 号 大洗町体験活動交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
議案第 22 号 大洗町学校体育施設に関する使用料徴収条例を廃止する条例
議案第 23 号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について
議案第 24 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第 6 議案第 25 号 令和３年度大洗町一般会計補正予算（第１２号）
議案第 26 号 令和３年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議案第 27 号 令和３年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第２号）

- 議案第 28 号 令和 3 年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 29 号 「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事請負変更契約の締結について
- 議案第 30 号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第 31 号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 9 同意第 1 号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 2 号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 3 号 大洗町農業委員会委員の任命につき委員の過半数を認定農業者等及びこれらに準ずる者とする事について
- 同意第 4 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 5 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 6 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 7 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 8 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 9 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 10 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 11 号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 日程第 10 諮問第 1 号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求める事について
- 日程第 11 発議第 1 号 大洗町議会政務活動費の交付に関する条例
- 日程第 12 報告第 1 号 令和 4 年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について
- 日程第 13 寄附の受入れについて
- 日程第 14 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

１番	飯田英樹君	２番	柴田佑美子君
３番	櫻井重明君	４番	伊藤豊君
５番	石山淳君	６番	小沼正男君
７番	今村和章君	８番	和田淳也君
９番	海老沢功泰君	１０番	勝村勝一君
１１番	坂本純治君	１２番	菊地昇悦君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	本城正幸
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	津幡紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開催にあたり申し上げます。

今定例会は、コロナウイルスの感染拡大防止及び傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防及び拡大防止のため、マスク着用にて出席いたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるよう、お願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

また今回は、試験的な取り組みとして、私と事務局はタブレットを使用して会議を進めさせていただくのとあわせ、インターネット上でのライブ配信を職員対象に行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和4年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、6番 小沼正男君、7番 今村和章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

◎施政方針および議案第6号ないし議案第14号の上程、説明

○議長（飯田英樹君） 日程第3、令和4年度施政方針および日程第4、議案第6号から議案第14号まで、令和4年度大洗町一般会計予算および特別会計予算8件を一括して議題といたします。

これより令和4年度施政方針に関する説明および一般会計予算、特別会計予算について提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本日からの定例会、どうぞ宜しくお願いいたします。

令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にご参会を賜り、令和4年度当初予算案をはじめ町政の重要課題につきまして、ご審議いただけますことに深く感謝御礼申し上げます。

本定例会においてご審議いただく諸議案の説明に先立ち、令和4年度の町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、一時感染状況に落ち着きをみせたものの、再び流行が拡大し、本町においても昨日までに514人の感染者が出ております。ここに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、最前線で使命感を持って治療に当たっていらっしゃる医療従事者の方々ははじめ感染防止にご尽力いただいている全ての皆様に、心から敬意と感謝の意を表します。

たび重なる緊急事態宣言等により、経済は深刻なダメージを受けており、特に観光を主産業とする本町における影響は計り知れません。このようななか、ワクチン3回目接種をより多くの方に迅速に安心して接種していただけるよう取り組むなど、機動的な感染症予防対策を講じるとともに、適時適切な生活支援や経済活性化策を進めてまいります。

令和4年度当初予算の基本的方針であります。昨年、今後12年間の町の羅針盤となる「第6次大洗町総合計画」を策定いたしました。掲げる将来都市像「幸せ無限大、不幸ゼロのまち」を、昨今のような世界的に困難な状況のなかでも推進していくためには、町民の命と生活を守り、安心・安全を確保するとともに、活力ある地域社会を将来にわたって持続させる取り組みを進めていくことが大切です。

予算編成では、財源不足が見込まれ、必要な事業費の計上が危ぶまれたため、財政調整基金をはじめとする各種基金の取り崩しを図ったところです。併せて、就任以来力を入れてきたふるさと納税による増収分を活用できたことで、必要な歳出に見合うだけの財源を確保することができました。寄附をしてくださった皆様、返礼品の提供に協力してくださった事業者の皆様に、この場をお借りし改めて御礼を申し上げる次第であります。

令和4年度の主な施策について申し上げます。

基本方針の一つ目「住民の命と生活を守るまちづくり」についてであります。

「不幸ゼロ」を実現するには、災害対策や医療・福祉といった人々の痛みや思いに寄り添い、命と生活を守る施策の展開が何よりも大切です。折しも、来週の3月11日は東日本大震災から11年目を迎えます。あの災禍を忘れず、ソフト・ハードの両面からの命を守る防災対策に力を入れてまいります。

先の震災で床上浸水の被害に遭った消防庁舎について、災害対策の中核を担う役割や建物の老朽化状況等を総合的に勘案し、移転候補地の検討や課題を整理した基本構想を策定してまいります。また、過去に何度も水害に遭った涸沼川沿いの堀割や五反田地区周辺の住居を、より安全な地域へ移転させる「防災集団移転促進事業」の早期実現へ向けて移転計画の策定や用地測量等を進めてまいります。

併せて、住民の避難体制を強化していくため、避難所における感染症の予防に向けた資器材を整備するとともに、新たな地域防災計画に整合した災害時対応マニュアルを整備してまいります。

さらには、消防水利施設や消防団車両等の計画的な配備を図るとともに、災害時無線機や備蓄品の更新を進めてまいります。

加えて、年額報酬等消防団員の処遇改善を実施し、消防団活動の充実や団員確保を図ります。

上水道については、非常に厳しい経営状況ですが、国の交付金を活用して老朽化した水道管を計画的に更新し、安全で安心な水の安定供給を図るとともに、経営安定化に向け、令和4年度中の料金改定を見据え、水道料金審議会に諮問しているところです。

下水道についても、枝線の管渠工事に取り組むとともに、今後の施設の更新等に係るストックマネジメント計画の策定や、令和3年3月現在で68.0%と伸び悩む接続率の向上に向け、戸別訪問等の取り組みを強化してまいります。

次に、犯罪等が起こりにくい安心して暮らせるまちづくりの推進についてであります。

防犯灯につきましては、犯罪の抑止や住民に安心感を与える効果が期待できます。全ての防犯灯をLED化し、町が一元管理をすることで、効果的な配置を図り、全体的な管理コストの縮減や町内会の負担軽減につなげます。また、街頭防犯カメラの計画的な設置を進めるなど、地域防犯体制強化の取り組みを進めてまいります。

次に、町民の命を守るうえで欠かすことのできない健康・医療・福祉に係る取り組みの充実についてであります。

冒頭にも述べましたとおり、ワクチン接種を速やかに実施するとともに、自宅療養者に日用品の支給等を講じてまいります。

また、近隣市町村の医療機関との連携強化や救急救命士の計画的養成等に引き続き取り組むとともに、連携中枢都市関係事業による水戸市内医療機関の活用や町内救急指定病院の維持に向けた支援など、地域医療体制・救急体制の確保を図ってまいります。

特に、高齢者については、長期にわたるコロナ禍の外出自粛要請が身体や認知機能に影響を及ぼすことが懸念されることから、介護予防に有効な施策を引き続き行うとともに、白内障手術後の視力変化を補正する補助用眼鏡等の購入費の助成を実施してまいります。

さらには、認知症サポーターによる「チームオレンジ」を立ち上げ、地域で認知症高齢者を支えていく仕組み作りを進めるとともに、連携中枢都市関連事業を活用した成年後見制度の利用促進を図ってまいります。

基本方針の二つ目「一人ひとりを大切にするみんなが住みよいまちづくり」についてであります。

あらゆる人たちにとって「住みたいまち、住み続けたいまち、戻ってきたいまち」となることを目指すには、まずは、今住んでいる人たちが快適に過ごすことができるまちづくりを進めていくことが肝要であります。

豊かな環境を未来につないでいく持続可能なまちづくりを進めていくため、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、第一保育所や南中学校といった町有施設のLED化等できることから取り組みを推進します。

また、新たなごみ焼却施設の整備に向け、「鉾田・大洗広域事務組合」において、環境負荷を低減し、循環型のまちづくりに寄与できる施設の整備を鉾田市との連携のもと進めてまいります。

加えて、住民にとっても観光客にとっても散策して心地よい環境を整えるため、町内幹線道路を中心に草刈り等を積極的に実施し、環境美化に努めてまいります。

次に、人にやさしく安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、引き続き通学路の危険箇所の解消等の安全対策を進めます。

また、法令上の耐震基準を満たしていない大規模建築物の耐震化を進めるため、国・県と協調して補助を行ってまいります。

住環境の改善のため、周辺環境に影響を与えかねない空家の取り壊しや利活用が図られるよう、補助制度の活用と併せた助言・指導を引き続き展開します。加えて、町営住宅につきましても、計画的修繕を進める一方、将来的な需給予測のもと、老朽化した住宅の段階的な廃止も見据え、町内民間住宅に転居する方への家賃補助制度を創設します。

次に、多様性を尊重し、地域住民とともに考えて連携するまちづくりを進めるに当たっては、町内の情報を町民や関係する人々、企業、団体等と、いかにスムーズに共有化できるかが重要です。多言語化したホームページ等のさらなる充実化や、新たに開設する公式LINEアカウント等SNSを活用した情報発信、さらには現在設置に向けて取り組んでいるデジタルサイネージについても最大限活用し、町民向け、観光客向けに、それぞれ効果的な情報発信を展開してまいります。

なお、今住んでいる人たちにとって住みよいまちとなる取り組みを重ねることが、結果的に移住の拡大にもつながっていくことになると思います。一方で、移住者に手厚い補助を出すやり方は短絡的で従来から住んできた人々と不均衡が生じると考えられます。そこで、定住促進奨励金事業につきまして、移住者・定住者それぞれの補助額を均等にするとともに、子育て世代の転出が顕著であるという現状も踏まえ、対象者を子育て世帯に絞ることといたしました。

企業の誘致につきましても、いたずらにインセンティブを与えるのではなく、原子力研究施設や港湾を有している本町の特性を生かした取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、日本原子力研究開発機構が有する高温工学試験研究炉「HTTR」は、昨年7月に運転再

開となりました。当施設は自己制御性に優れ、固有の安全性を有するのみならず、その過程において水素を精製することが期待されています。徹底した安全管理のもと、地元への理解促進に向け、成果の見える地域振興策を推進するよう強く要望するとともに、新たな産業の誘致や創出につながるよう検討を重ねてまいります。

基本方針の三つ目「観光を中心とした共創による儲かる地場産業のまちづくり」についてであります。

大洗町は県内一の観光入込み客数を誇ります。しかし、コロナ禍の現状から、観光に関わる事業者が甚大な打撃を受けています。多業種が相互連携を図り、地域全体で共創による観光地づくりを進め、儲かる地場産業の醸成につなげます。

また、好評であった「地元で泊まろう宿泊モニター事業」を再度展開し、宿泊施設や関係事業者の回復につなげてまいります。

そして、魅力ある観光地の形成に向けて、観光協会等と連携し、情報センターの一本化を含めた観光情報発信機能の充実化を図ります。さらには、町営の観光関連施設が率先して利用者目線でのサービスの向上や運営の効率化を図るべく、大洗キャンプ場と大洗サンビーチキャンプ場の一元管理をスタートさせるとともに、サンビーチ付近駐車場の有料期間を拡充して、駐車場の整地や利便性の向上を図ってまいります。

また、観光案内やお土産物等の販売、飲食を行う観光の複合的拠点となる「道の駅おおらい（仮）」の設置に向け、令和3年度中に策定が見込まれる基本構想を土台に、具体的な運営方法や施設の整備内容等を示す基本計画の策定に向けて、検討委員会での協議に基づいて進めてまいります。

加えて、イベントにつきましても、国・県の方針や感染拡大防止ガイドラインに留意したうえで、受け入れを積極的に推進してまいります。特に花火大会につきましては、若手アーティストのコンサートとコラボした企画など、より多くの方の来場と地域経済の活性化につながる仕組みづくりを検討してまいります。

なお、観光客は市町村域を超えての周遊が想定されていることから、県や周辺市町村との連携が必用不可欠です。「ひたちなか・大洗リゾート構想」を推進し、県の「マリンレジャーを活用したブランド力向上事業」等に協力するなど、魅力ある観光地域の形成に繋げてまいります。

さらには、大洗鹿島線でのサイクルトレイン実証実験を含めたサイクルツーリズムの展開や、連携中枢都市圏域の観光関連事業など、周辺市町村と協力した取り組みを推進してまいります。

次に観光の町として相応しい基盤整備についてであります。

毎年、観光シーズンには町内で著しい渋滞が発生するなど、観光客の増加は居住者の生活に大きく影響を与える場合があります。公共交通や道路の基盤整備をしっかりと行い、観光客と地元の生活者双方の利便性を向上させてまいります。また、「大洗町地域公共交通会議」において、町内公共交通の将来の在り方について検討を進め、「地域公共交通計画」の策定に向けて取り組みます。また、循環バスの運行を引き続き維持し、バスロケーションシステムの導入等による利便性の向上も図ってまいります。

さらには、都市計画道路関根祝町線や吉沼磯浜線等の町道について、早期開通を目指して整備するとともに、大洗駅前の交流機能強化を目指し、歩行空間等の整備に着手してまいります。

次に農水産業の振興についてであります。魅力ある資源を活用した儲かる農水産業の実現を図るべく、基盤整備や担い手の育成に努めてまいります。

農業につきましては、神山地区の農業用排水路を横断する農道改修を行うなど、多面的機能の維持・保全を図ってまいります。また、夏海地区の畑作地における将来の在り方について、担い手農家の方々との検討を進め、持続可能性を追求してまいります。

水産業につきましては、活魚蓄養施設において、新鮮な活魚や鮮魚の一般販売（とれたて市の開催）支援や水産加工品の品質向上・ブランド化を推進し、生産性の向上・競争力の強化に努めてまいります。また、収益向上のための漁船設備導入や老朽化した施設・設備の更新に対し一部補助を行うことにより、漁業経営の安定化を図るとともに、担い手育成や操業体制の維持に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内事業者や町民生活への支援策として、引き続きプレミアム付き商品券発行事業を行い、地域経済の回復および活性化に努めます。また、町内で新たに起業したい、お店を開きたい方々のため、空き店舗等活用支援事業の利用促進を図るとともに、がんばる商店街事業を行うなど、商店街の活性化にも努めてまいります。

私は、今のように町内産業が危機に瀕している時だからこそ、現地現場主義を徹底し、地場産業の担い手と役場の職員が、それぞれの役割分担のもと、共に額に汗を流すことがその振興に不可欠なことであると考えております。このため、地場製品の販売促進には、ふるさと納税制度とタイアップした取り組みが効果的であると思い、経験・やる気のある専門的人材を地域おこし協力隊として採用し、役場の職員と地場産業の担い手とともに知恵を出し合い、効果的なマーケティングやプロモーションを進めてまいりました。

こうした様々な取り組みが功を奏し、本年度は2月末現在で昨年度の3.5倍以上となる約4億8,600万円の寄附をいただくことができました。重ね重ねとなりますが、寄附をしてくださった全ての皆様と、返礼品のご提供にご協力いただいた町内の事業者の皆様に御礼を申し上げます。

基本方針の四つ目「大洗の未来を担う人財を育てるまちづくり」であります。

ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援体制と子どもが個性や能力を発揮し、いきいきと活躍できる子育て・教育環境を構築し、大洗の未来を担う人財を育てるとともに、住民が世代を超えて学ぶことができる地域づくりを進めてまいります。

子育て支援につきましては、不妊治療費や妊婦健康診査受診料の助成等を引き続き行うとともに、不育症に係る検査・治療費につきましても、一部が保険適用外となっていることから、町独自に治療費の一部を補助してまいります。

さらには、「大洗町子育て世代包括支援センター『ほっと』」における保健師や助産師による親子への支援など、引き続き相談・支援体制の強化を図るとともに、新たに設ける子ども家庭総合支援拠点における虐待の予防や要支援・要保護児童への支援といった取り組みも合わせて、妊娠から

出産・育児までの切れ目のない施策の充実・強化に努めてまいります。

また、町独自に高校生までの医療費と入院時食事代の自己負担を引き続き完全無料化するなど、経済的負担軽減を図るとともに、3歳児健診時の視力検査に屈折検査を導入し、弱視の早期発見・早期治療につなげてまいります。

加えて、保育事業については、町独自の保育料軽減策を継続するとともに、年間を通して待機児童ゼロが継続するよう保育の充実に努めながら、民間保育施設に看護師を配置する病児保育事業や少人数を対象にした小規模保育事業に対する補助など、保育ニーズへのきめ細かい対応を図ってまいります。

次に、学校教育につきましては、社会を生き抜く力を持ち、心身ともに元気いっぱい健康で子どもたちの育成のため、学校施設の整備および学校・家庭・地域との連携・協働による教育環境の充実を図ってまいります。

本町の強みである隣接・併設型の教育環境を生かし、9年間を見通した小・中連携教育のさらなる充実を図るとともに、非常勤講師の配置によるティームティーチングの実施や、「放課後チャレンジ教室」をはじめ、学習の習慣化と学力向上を狙った学びの施設づくり事業等により、引き続き教育体制を充実させてまいります。

また、GIGAスクール事業で整備した1人1台端末の環境において、子どもたち一人ひとりの学習状況に応じた効果的な学びを実現するため、ICT機器を活用した授業を専門的人材による助言等も踏まえながら実施し、子どもたちの資質・能力の育成に努めてまいります。

さらには、校務支援システムの導入を図り、学校教職員の事務負担を軽減・効率化して教育活動の一層の充実を図るとともに、各中学校に学校運営協議会を設置し、地域と学校が連携して様々な課題解決ができるよう、コミュニティー・スクール推進事業に取り組んでまいります。

一方、子育て世帯の負担を軽減するため、小学生を有する家庭向けには、第三子以降の入学時に支給する「浜っ子すこやか報奨金」や小学生から中学生に複数の子どもがいる世帯への給食費補助等多子世帯向けの支援等を行ってまいります。

次に、あらゆる世代が学びを通じて輝くことができる生涯学習の推進についても力を入れてまいります。

文化財の保存活用につきましては、国指定史跡である磯浜古墳群の地域資源としての側面に着目し、文化と観光をつなぐシンポジウムを開催するなど、町民の郷土への知識・関心と誇りを醸成してまいります。また、保存活用計画の策定に当たっては、観光資源としての有効活用も含めて検討してまいります。

併せて、町民向けの芸術文化体験講座の開催等による芸術文化の振興や、プロスポーツ団体等との連携を深め、スポーツの振興にも努めてまいります。

基本方針の五つ目「持続可能な行財政運営によるまちづくり」についてであります。

施策の展開には財源の確保と事業を効果的・効率的に実施していく必要があります。また、職員が能力を発揮できる環境と、民間の力を活用する体制づくりを進めることも求められています。P

DCAサイクルによる取り組み内容の評価・検証の仕組みを継続することで、長期的視点に立った計画的・効率的で持続可能な行財政運営を実現します。

ふるさと納税制度のさらなる活用の推進はもとより、企業版ふるさと納税の拡充やデジタルサイネージの広告料収入等の確保等財源確保のため、あらゆる手立てを講じます。また、国・県の補助金や有利な公債の活用等を進め、財政規律を確保しながら将来の発展につながる事業を展開してまいります。

さらには、利用頻度の低い施設や効果の薄い事業については、廃止も含めた不断の見直しを進めてまいります。

一方、今後とも活用していく施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の平準化を図りながら、改修等を計画的に進めてまいります。特に、トヨペットスマイルホール大洗（町民会館）は築40年が経過し、老朽化が著しく、安全性に是正勧告が出ていることから、2年間にわたり全面的な改修工事を行ってまいります。

次に、効果的・効率的な行政運営推進のため、政府が策定した「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」を契機に、役場業務のDX化を進めてまいります。令和4年度上半期に具体的な道筋をつけられるよう、検討を進めているところです。なお、DXの推進にはマイナンバーカードの普及が大前提であり、高齢者等には交付申請手続への積極的な支援を図ってまいります。

さらには、管理職へのタブレット端末の導入や住宅地図L GWANの導入等も先行して行ってまいります。

一方、どれほどDX化が進もうとも、担い手は職員であることから、一層機能する役場組織へと進化させるため、職員のやる気を喚起し、能力向上や意識改革を促してまいります。引き続き、中央省庁への派遣を行い、国の政策立案に携わることで高度な政策立案能力と国や全国の自治体職員とのつながりを築き、将来を担う人財の育成に努めてまいります。

また、今年度から実施している民間企業との人事交流や広報PR等に係る地域おこし協力隊員の配属は、関係職員の意識改革やノウハウの蓄積につながっていると感じており、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、水戸市を中心とした県央9市町村で、いばらき県央地域連携中枢都市圏が形成されました。これまでに述べた地域医療や福祉、観光等の分野のほか、産業振興や公共交通、移住・定住の促進など様々な分野で各市町村との連携を強化し、本町の産業の発展と住民福祉の向上につなげてまいります。

これまで申し上げた施策の実施に向けた令和4年度当初予算についてであります。

一般会計と特別会計を合わせた総額は、140億8,358万6,000円（前年度比4%の増）となります。内訳として、一般会計87億3,500万円（前年度比4.4%増）、国民健康保険特別会計17億4,444万4,000円（前年度比1.7%増）、後期高齢者医療特別会計2億3,226万2,000円（前年度比0.3%増）、介護保険特別会計17億8,123万1,000円（前年度比1.6%の減）、公共下水道事業特別会計5億9,237

万8,000円（前年度比10.2%の増）、地方卸売市場事業特別会計694万1,000円（前年度比1.4%の減）、公園墓地事業特別会計2,293万円（前年度比30.6%の増）、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計848万9,000円（前年度比1.0%の増）、水道事業会計9億5,991万1,000円（前年度比13%の増）となっております。

一般会計の歳入については、柱となる町税において、コロナ禍における固定資産税の軽減措置が終了したことや町民税の若干の回復が見込まれることから、26億1,287万3,000円（前年度比6.2%増）を計上しています。

地方交付税については、今年度の交付実績額と地方財政対策における伸率、令和2年度国勢調査結果による人口減等を総合的に勘案しまして、12億1,200万円（前年度比3.1%増）を計上しています。

繰入金については、福祉基金のほか、財政調整基金、減債基金、大好きです大洗基金からも一部繰り入れを予定し、総額で6億9,259万5,000円（前年度比67.3%増）を計上いたしました。

町債については、臨時財政対策債2億3,000万円を含め、総額で7億1,600万円（前年度比6.8%の増）を計上しています。

以上、私が令和4年度の町政運営にかける想いと主要な取り組みについて述べさせていただきました。

昨年9月30日に策定した第6次大洗町総合計画に基づき、現時点で必要だと思う事業については、できる限り予算化させていただいたつもりです。一方で、新型コロナウイルス感染症の発生から2年が経ちますが、現在も茨城県がまん延防止重点措置のもとにあるなど、感染防止対策や経済対策等に係る経費が今後必要となると思われ、適時適切な補正予算の審議をお願いすることもあるかと思います。

また、これまで想定しなかった行政課題が次から次へと現れており、総合計画の内容等も定期的に変更を余儀なくされることも想定されます。

このようななかでも、議会をはじめ町民の皆様の英知と力を結集することで、総合計画の将来都市像であり、私の掲げる理念でもある「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」を築き上げていきたいと思っています。

最後に、町民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力を心よりお願い申し上げ、令和4年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） 以上で、令和4年度施政方針に関する説明及び一般会計予算、特別会計予算の説明は終わりました。

質疑につきましては、3月7日の本会議にて行います。

◎議案第15号および議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第5、議案第15号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例、議案第16号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第15号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第15号につきましては、令和3年8月10日の人事院勧告に鑑み、大洗町職員の給与を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給割合を年間0.15カ月分引き下げるとともに、令和3年12月期の引き下げ相当額を令和4年6月期の期末手当において調整するものであります。

次に、3ページをお開きください。

議案第16号につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給割合を年間0.1カ月分引き下げるとともに、令和3年12月期の引き下げ相当額を令和4年6月期の期末手当において調整するものであります。

以上、議案第15号および第16号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第15号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それでは伺いますが、この15号の議案についてですが、これによって減額される、全体の減額ですね、それはどれぐらいになるのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

全体的にいくら減るかということよりも、じゃあ例えば月40万円もらっている方でいくら減るかというような説明のほうがわかりやすいのかなと思いますので、それで説明させていただきます。

月40万円の給与をもらっている職員につきましては、0.15分ですので6万円の年間減、さらに令和3年12月期の調整をされるということですので、それが約4万7,000円程度になりますかね。そうしますと、令和3年ベースと比較しますと月収40万円の方につきましては10万強というぐらいの減額を予想しております。宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 具体的な数字述べていただきましたが、全体はいくらになりますかと。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 今の段階ですでね給与改定のほうは行われてございませんので、全体的に町の人件費がいくら減るかというのは、ちょっと部下のほうに試算させますので、委員会に間に合えば委員会にお示ししたいと思いますけども、1人当たり10万ですので、単純に200人いれば10万掛ける200というような歳出減になるのかなとは思いますが、詳細の全体の減額につきましては、各個人のですでね給与額が違いますので、ちょっと複雑な計算になりますので、それはちょっと委員会までに間に合えばお示ししたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。3回目になります。

○12番（菊地昇悦君） まだ定かじゃないということですけども、条例を提案するに当たっては、大体全体でこれぐらいになるんだろうということを大体計算されているのかなと思ったんですが、それができてないというんならば、是非この会議中にね示していただきたいと思います。

○議長（飯田英樹君） ほか、どうでしょう。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） いわゆるこの人事院勧告が何月に示されて、町のほうで条例変更するかという、3月議会にも過去にも何度かあったと思いますが、早い時には12月議会で上程されるということが多かったかと思います。そのような時間的な、今回の3月議会になったこと、または人事院勧告がいつなされたかを、ちょっと確認のためにお答えいただきたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

今年度につきましては、衆議院の総選挙の関係がございまして、通常12月定例会におきましてこの給与改定の条例案につきましては例年提出させていただいているところではあるんですけども、今年の人事院勧告は3年8月10日に人事院のほうから示されました。それに伴いまして、通常であれば12月議会において皆様に査定していただくところなんですけども、令和3年11月24日にですでね閣議決定されまして、今年度の人事院勧告についてはやらないと。要は、年度を越してやるというような、わかりやすく言うとそういうことなんですけども、11月24日に閣議決定されましたので、本来であれば、例年のスケジュールであれば12月にご提案させていただくところなんですけども、11月24日に閣議決定され、今現在この法案の審議がですでね衆議院でまだ審議中というような状況もございまして、各自治体、ちょっと取り扱いには苦慮しているところがございますが、各自治体においても定例会において閣議決定と、閣議決定というか人事院勧告と閣議決定されたということを根拠にですでね、今回の3月定例会の方に提案させていただいているのが背景でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

○11番（坂本純治君） はい。

○議長（飯田英樹君） ほか。総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 先ほどの菊地議員のご質問で、総額でいくらぐらい減るかというご質問

ですが、ちょっと資料がありましたので。全体で1,000万程度の歳出減になるかというふうに算出しております。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論通告がありましたので、これを許可します。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 12番菊地昇悦です。ただいま提案されました議案第15号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について意見を述べます。

この改定案は、職員の期末手当を減額するものでありますが、政府は民間に対し、給与の引き上げを要請しているなか、地方公務員は引き下げてよしとする理屈、整合性が問われているものであります。もともとは12月に出さなければいけなかったのが、以上のような理由でその時は出さないということがいきさつもありました。まして今、コロナ感染拡大のなか、2年以上にわたって頑張って対策に取り組んでいることからしても、引き下げることは職員の思いをくみ取れば、賛意を示すことはできません。よって反対するものであります。

○議長（飯田英樹君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第15号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田英樹君） 起立多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第16号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第17号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第17号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

本案につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、非常勤職員である会計年度任用職員に係る育児休業の取得要件を緩和するものおよび勤務環境の整備に関するものであります。

以上、議案第17号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第17号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 育児休業等についてなんですが、この件につきまして私たちちょっと認識不足もあるんで再確認したいんですけども、この変更によってどのような形が義務付けられるのか、さらに皆さんたちの育児休業を取る際にどのような変化が現れるのかをお尋ねしたい。わかりやすく、具体的に、今できる範囲で結構であります、お答えいただければと思います。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

この育児休業に関する条例改正でございますが、人事院規則の一部改正に伴って行われるものでございまして、今回の改正につきましては非常勤職員が対象になって、いわゆる会計年度任用職員さんの育児休業の取れるですね要件をですね緩和するというのがまず第一のものでございまして、新旧対照表をですね、6ページをご覧くださいとわかるんですが、右側に「1年以上のもの」というような記載が、第2条の第3号の(3)にございますが、1年以上今までは勤務していないと育児休業が取れなかったんですけども、その規定を排除しようというようなものがこの条例改正の大きな柱となってございます。さらにですね、下段の21条および22条につきましては、こういう制度がですね緩和されたことと、こういう制度があるというのを職員に通知、周知をしたりですね、取りやすい環境を整備していきなさいというようなものでございまして、私どもの職員につきましては、女性職員につきましては100%取得はしておるところでございますが、最近、男性職員につきましても育児休暇を取る職員も増えてきておりますので、さらにですねこれはもう何ていうんでしょう、世の中がもう子育ては夫婦でするもんだというような流れのなかですので、働き方改革及びそういうなかでのですね取りやすい環境を今回、民間はもう非常勤職員につきましては、このような1年間というようなのを撤廃しておりますので、遅ればせながら我々の公務員の世界も民間に倣って1年間という要件をですね撤廃させていただいたというのがこの条例改正の趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。宜しく願いいたします。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） その1年以上であるという、これを撤廃するということでありますが、そこですね、採用するにあたってはですね、妊婦というような方々、こういう方々がこの採用を申し込んだ場合ですね、その点についてはどのような配慮をされるのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

出産日がいつなのかというようなことも勘案しながらですね、これは各管理職は面接をして、採用するかしないか決めるところですけども、1歳6カ月に達する日までで来年度のその職をですね辞することが明確でないものについては取れますよということですので、妊娠してるという、それをもってですね会計年度任用職員の採用の機会をなくすということではございませんので、ご理解いただきたいと。それは、確かに来月出産するという方を採用するのかというと、それはまたちょっと別な話ですけども、半年後、9カ月後にこういうことがありますよというなかでは、その業務の内容にもよりますし、ただ、そういう状況であるがために門を閉ざすということは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（飯田英樹君） ほか。8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） これ、育児休業中の給与の支払いというのはどうなりますか。これ有給ですか、それとも、これ無給になりますかね。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

我々一般職員の例でまず申し上げたいと思います。

我々は3歳に到達するまで、育児休暇が可能でございます。その間、給与は支給されませんが、共済組合というところから育児休業手当金というものが、大まかにいいますと基本給の67%程度ですか、が、そうですね、原則1歳に達するまで支給されて、その後、保育園に入れるとか、保育園が入れなかったとかってというような特例措置を講ずれば、2歳到達日まで我々は給与に代わるものが支給される、何ていうんでしょう、救済措置と申しますか、そういうのは講じられているところでございます。

また、会計年度任用職員につきましては、最大2歳になるまで取得は可能でございます、会計年度任用職員につきましては、ハローワークより育児休業給付金というものが給与に代わって支給されることになっておりまして、会計年度任用職員がこの給付金につきましては原則1歳になるまで支給されますが、特例として、先ほど申し上げたとおり、子どもの保育園の入所の状況ですとか、そういうものを勘案いたしまして、最大2歳まで支給されるということになっておりますので、満額とは申しませんが、ある程度の経済的な援助は制度的にはあるということでご理解いただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。

国の勧告だと臨時職員も正職と同じというふうに国でうたってますけども、今まで会計年度職員で妊婦さんはいらっしゃいましたか、ちょっとお尋ねしますけども。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

現在に至るまで、会計年度任用職員で育児休業を取った職員は、まだおりません。先ほど菊地議員のご質問にもあったとおり、妊娠している方が私どもの会計年度職員のほうに応募していただいたかどうかというのがそもそものところになるのかなと思いますけども、会計年度任用職員につきましては、今のところ実績はございません。でも、こういう制度がせっかくできましたので、会計年度任用職員の方も、こういう制度があるよというのは私どもも周知してまいりますので、こういう時代ですので、積極的にご利用していただきたいというふうに私どもも考えておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 二つ質問したんですが、ごめんね。会計年度職員も正職と同じという国からの制度の普及をさせなさいと、民間がうたってますけども、なかなか難しいかもしれませんが、それを清宮課長、どのように考えますか。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

民間につきましては、私の調べたところでは、会計年度任用職員と同じなんです。2年っていうのが、民間は2年だと記憶しております。逆に私どものほうが1年多く取れるというような、ある意味1年は何でしょう、公務員のほうが優遇されているといたら変ですけども、1年間多く取れる、3歳まで取れるということになっておりますが、その1年間に、その差額につきましては無給になってしまいますので、私どもが3歳まで取るのは取れますけども、先ほど言った支給金ですね、手当金が支給されるのは2歳までというルールになっておりますので、民間とそこは何でしょう、給付の面では同等と。ただ、公務員につきましては3歳までというのが、我々は育児休業法のなかで決められておりますので、それに準ずる形で引用させていただいているということでご理解いただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。よくわかりましたので、正職は3年と。2年までしか共済組合から出ないと、そういう認識でよろしいですね。はい。ありがとうございます。すいません。

○議長（飯田英樹君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） すいません、和田議員の関連なんですけど、それで1問お願いします。

育休を取得するまでのその勤務日数、資格取得までにどのぐらい働いて、それら取得できるのかっていうのを教えていただけます。例えば一日働いて、一日ってことはないんでしょうけども、その辺についてお願いします。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） この条例のなかには何日勤務しなければいけないというようなものではございませんで、先ほどの、じゃあ一日勤務して育児休暇、明日から取れるのかという極論で言えば、取れますでしょうね。はい。そんな方がいらっしゃるかどうかは別にしてですね、ただ、1年いなきゃだめですよっていう基準が撤廃された以上は、何日以上っていうのは、それがちょっと、私の答弁が今ちょっと、そのところの資料はちょっとございませんので、もしこの答弁間違っていれば委員会の時に訂正させていただきますので、ちょっと、極端な例で言えば、4月1日に行っても2日から、もし生まれてしまえばですね、育児休暇は取れるものだというふうな認識でありますので宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 先ほどからQ&Aを聞いてまして、少し疑問を持ったんで再度の質問ですけども、例えばですね、男性が働きます。働いているというか、任用職員でありましたと。奥様、生まれたという時も、これは該当になりますよね。今、男女平等でやってますから。そういう場合というのが想定の中に、今のQ&Aのなかに入ってなかったのかなという感じがしましたので、そこをちょっと確認したいと思います。男性が会計年度任用の職員でいて、奥様が生まれましてと。そういう時もこの男性は育休を取れるということを確認したいと思いますので、お願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。取れます。男女の別なく、育児は夫婦でやるというのが今の世の中の流れでございますので、取れるものだというふうにご理解いただければと思います。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） これ、今のお話を聞きまして、悪用する人もいるんじゃないかなというような気がしましてですね、労基法でいうと、確か半年以上勤務しないと有給休暇っていうのはいただけない、ゼロだったはずだと記憶しております。間違ってたらすいませんけども。民間はね、労基法ではね。それで、これ育休の場合はですね、今言ったようなケースも有り得るということも言えるんだろうと思うんですよ。その際ですね、奥さん妊娠して、もう臨月だと。任用職員になりました、旦那さんが。それで奥さん出産したから、翌月からずっと育休なっちゃった。でも、それはまた共済なり、共済はじゃないですけども、臨時職員の場合はね。それで70%ぐらいが出てきて、ずっと2年間それでやっていたというとなると、ちょっと問題が出るだろうという気もするんですよ。その辺はどうなんですかね。以前でしたらね、奈良県で17年間ぐらい休み続けて、公務員でずっとその間、給料もらい続けてたと、そういう事例もありましたんで、その辺の、皆さん、それ採用の時にはねちゃんと見て、そういうのを考えて採用するとは思いますが、そういう場合が起きた場合に何か対処する方法ってありますか。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

育児休暇を申請するに当たりましては、必ず必要な書類の提出は当然、何日に生まれた出産証明書ですとか、そういうのを添付していただきますので、子どもが生まれたので育児休暇を取りましたということは、まず想定されないのかなと。議員がおっしゃる17年間もってというのは、多分労働休暇のお話なのかなというふうにちょっと推察しますけども、その時にしても医師の診断書等は要求されますので、そこでこの育児休暇、育児休業制度を悪用してというのは、なかなか想定できないのかなと。ただ、虚偽の申請等がなされた場合はですね、主たる手続を踏みまして、罰則なり何なりは、もう一般の職員と同様にですね、虚偽の申請があった場合には厳しく対処したいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君

○8番（和田淳也君） 虚偽の申請ということではなくてですね、例えば奥さんがもう妊娠してて、もう臨月であると。その時に旦那さんを任用職員として雇用した場合に、翌月に子どもが生まれました。これ全然虚偽じゃない。それでも、その時に旦那さんがずっと2年間、産休、育児休暇、取っちゃったというような場合が想定されますかと。そういう時にはどうしますかと。想定しないというんなら別ですよ。そういう時があったらば、どういうふうにいたしますかという質問です。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

どういう場合に育児休業が取れるかというのは、規則等で決まっておりますので、奥さんが今、議員のおっしゃるような場合であって、2年間取れるというような要件に満たしていれば、それはもう育児休業のルールとして、それは適正な育児休業の取得というふうに解釈できると思います。もちろん虚偽の申請等はもちろん認められませんけれども、たまたまその何でしょう、急に生まれてしまってですね取らざるを得なくなったという場合も想定できるでしょうから、その場合、最大2年間は支給がされますよというルールのなかでやっておりますので、それはそれでルール内の運用だというふうに解釈しておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。3回目です。

○8番（和田淳也君） これね、やはり任用する場合は、その担当の方に、よくその辺のところも加味していただいて、そういうような何ていうんですか、規則だからそれでいい、まあ確かにいいんでしょうけれども、一般的に考えてそういうのはあんまりなじまないんだろうなと思いますので、任用する場合ですね、よくよくそういうのをチェックしていただければそれでいいのかなと思います。まあ私からは、そういうのもあるかもしれないんで、ごくごくないとは思いますが。ないとは思いますが、今、課長が答弁されたように、なきにしもあらずということですから、その辺のところよく調査して、いい人材を確保していただきたい、以上お願いいたしておきます。以上です。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 現在の町職員の育児休暇の取得状況で、先ほど女性職員は100%取得していますという答弁がありまして、もちろんだと思うんですけども、男性職員の取得状況、若干伸

びている状況にありますという答弁がありましたけれども、具体的には例えば何%くらいの取得で伸びているか伺いたいと思うんですけれども。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

男性職員に限って申しますと、過去に4人、現在も含めて4人の職員が取得した実績がございます。総職員に占める数字はちょっと今出ませんけども、初めて育児休暇のほうを取りましたのが平成31年4月1日から歴史上初めて男性職員が取得したという実績がございます。ただいま1人ですね、育児休暇中の職員が1人おります。昨今、国の大臣も育児休暇取る時代ですので、もう男性職員につきましても積極的な取得を促していくというのが現在の流れでございますので、その制度の周知ですとか、先ほども申しましたが、制度の周知ですとかそういうものにつきましては積極的に職員のほうに周知していきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 以前この質問をさせていただいた時に、全く取得している職員は、男性職員にはいませんという答弁でしたので、その31年前だったかと思うんですけれども、現在4名いるということですから、大洗町、役場から子育ては両親ですするというそういう気運の醸成といたしますか、図って、益々子育て環境に充実しているまちというアピールをしていっていただきたいなと思いますので、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第18号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第18号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

本案につきましては、令和4年度分の国民健康保険税から賦課方式を変更するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、国民健康保険税の賦課方式を現行の所得割額・資産割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額の合算額から算出する4方式から、所得割額・被保険者均等割額の合算額で算出する2方式に変更するとともに、均等割について、地方税法の改正による未就学児への軽減および町独自による軽減対象の拡大措置を講ずるものであります。

以上、議案第18号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第18号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今、条例改正案の理由を説明されましたが、この4方式から2方式に変えるということではありますが、このことをですね、このメリットをですね町民の方にはどのように説明されていくのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えします。

保険料率の4方式から2方式の改正でございますが、今までの資産割ですとか平等割というのがちょっと、資産割は町外の固定資産税には掛かってないとか、あと、平等割は現在の家族構成に合っていないとか、そういうことがありましたので、こちらの2方式のほうが単純に所得割、均等割ということで説明がしやすいと考えております。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 例えば資産割はね、固定資産税も払ってるし、その資産にまた税金掛けるということでは、なかなか納得できないというそういう思いは多くの方が持っていたと思うんですね。そういうことが解消されていくということで、すっきりするんじゃないかと、それが一つのメリットかなというふうに県のほうの説明ではありますよね。この辺はしっかりと説明していかなくちゃいけないことだと思うんですね。私が言ったことをそのまま説明するんじゃなくて、担当課として説明していただきたいと思います。

そこですね、この資産割がなくなって、この部分は、この課税分は一体どうなっていくのか、どうしたのか。

もう一点は、平等割もなくなっちゃって、この課税分、これまでの課税分はどうなっていくのかの部分をお伺いします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員の再度にご質問にお答えします。

まず、資産割がなくなった分は、これ単純に所得割に乗りまして、平等割がなくなったものは均

等割のほうに乗るという形でございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。3回目です。

○12番（菊地昇悦君） 要するに、四つの方式が2方式になっても、ほとんど税金は変わらないと。むしろ高くなった方もおられるという内容ですよ。そこで、このやっぱり家計の負担が大きい国保税をどう軽減するかというのは、やっぱり一般会計からどれだけこの国保を支えていくかということに尽きると思うんですが、今度この2方式になってですね、この辺の考え方はどのようにされているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えします。

4方式から2方式に変わったというところで、今までの一般会計からの繰り出し金というのは、赤字補填のためにやっていけないということは変わりはありません。国保以外の税金を国保税を軽減するために活用するという側面もございますので、赤字の市町村は、かえってその削減解消に向けた計画をしなければならないとなっております。

財源確保の一つとしまして、保険者努力支援制度というのがございます。こちら、県や市町村が疾病予防、健康づくりに取り組む施策を行う場合、全額交付金として交付されるものでございますが、こちらを活用して財政的なインセンティブを積極的に獲得していくなど、国からの交付金の増額に努めたいと考えております。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論通告がありましたので、これを許可します。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地です。私は、ただいま提案されました議案第18号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、意見を述べます。

今回改定内容とされているのは、賦課方式を4方式から2方式に変更するという大きな内容となっています。国保の被保険者から見れば、資産割と平等割がなくなれば、その負担分にふさわしい保険料が下がっていくんではないかと考えるのが普通の思いだと思います。ところが値上がり世帯が約37%も発生することにつながっています。また、均等割も増え、しかも所得を生み出すことのない子どもの軽減措置がとられておりますが、課税対象外にすべきであったと思います。全国の知事会は、この国保については、まず子どもへの均等割をやめること、そして、一般会計への1兆円もの支援を国に強く求めてきているところでもあります。こういうことは解消されないなかでの2方式、しかも課されていますが保険料が増えてしまうという、以上をもって反対の理由とするものであります。

○議長（飯田英樹君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第18号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田英樹君） 起立多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第19号 大洗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第19号 大洗町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

26ページをお開きください。

本案につきましては、消防団員の処遇を改善することに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動の維持を図ることを目的として、報酬等を引き上げるものであります。

以上、議案第19号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第19号 大洗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） この間、全協のほうで詳しく聞きましたので質問ではないんですけど、これ可決すればこれでいくと思いますけども、報酬のほう。この後、何年か後にまた改定することがあるかないかちょっとお尋ねしますけども。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

報酬の引き上げ等に関しては、今後ですね、県内各市町村の消防団員動向を見きわめ、適切なタイミングで引き上げていきたいと考えております。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。大洗も大分上がったかなと思いますけども、よその分団のことを考えて、大洗はどのぐらいの位置にいますか。上から何番目とか、一番下かもしれないし、そこら辺をちょっとお尋ねしますけども。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

順位というのは、こちらでは把握はしてないんですが、この引き上げ後の報酬額を踏まえた上で、茨城県の各消防団の報酬額の平均額につきましては、消防団員の階級のものについては、約3万2,000円ということになっています。ですので、その県内の平均額に比べると若干高めに設定させていただいております。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。3回目です。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。国の人事院勧告では、消防団員は報酬ってどのぐらい。国、これだけ払わなきゃいけませんよっていうこと、きっと国から来てると思いますけども。

○議長（飯田英樹君） 勝村議員、ちょっと別のマイクでやってください。

○10番（勝村勝一君） 議長、すいません、今の件、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 今回、総務省消防庁から出された通知では、団員の階級にあるものの年額報酬額の目安として3万6,500円、災害時の出動報酬の、これも目安として一日当たり8,000円というのが提示されました。特に年額報酬については、現行の団員の報酬額2万8,000円と金額的に乖離がありましたので、当町としては段階的に引き上げるとしたものです。

今後、先ほど申し上げたとおり、県内各消防団の動向を踏まえた上で、適切なタイミングで引き上げてまいりたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 私のほうからですね、ちょっと私も消防団の一員ですので、ちょっと疑問に思ったところをちょっと質問させていただきたいと思います。

別表のほうでですね、これまで1回の出動ということになりましたけども、今回からは一日の出動で4時間未満と4時間以上ということで分かれております。災害出動、また、警戒出動もそうですけども。そのなかでですね、この一日ということにしたことで、例えばですけども日をまたぐ、例えば夜中11時に火災が起きまして出動して、そして朝方までなった場合、この場合の手当ってというのは、日をまたいでいる。よくパーキングでね、日をまたぐといくらでっていう、ちょっと語弊がある部分がありますので、ここちょっとはっきりさせていただきたいんですが、日をまたいだ場合には、これは二日間としてカウントするのか、それとも、あくまでも4時間以内だったならば4時間以内の勤務ということになるのか、その点をちょっとご質問したいと思います。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 今村議員のご質問にお答えいたします。

日をまたぐ場合にどうしたらいいか、どういう支払いになるかというご質問ですが、これは、例えば今日ですね夜中にそういう災害があって、その災害の、今日の例えば23時50分とか、もうぎりぎりな状況、時間であれば、そこはちょっと考えたいと思いますが、これがそうですね22時頃に発生して日をまたいで翌日の4時ぐらいまでかかっているということであれば、これは二日と考えて支給するということです。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 今の答弁ですと、明確なその何ですか、時間の割合というのはないのかなと思いましたし、今考えると、私23時、11時って言ったのが22時っていうことですから、4時間の半分、この部分でちょっと今、消防次長のほうは計算されたのかなと思うんですけども、そこら辺ははっきりですねしておいていただいたほうがいいのかなと思います。また、我々、東日本大震災経験しましたが、その時も二日三日家に帰らずにですね詰所にいましたけども、その時の部分の割合ですね、その間もですね、途中抜けたり出入りがあるってですね、まるまるいたとかいないとかっていう部分もあるんですよね。細かいことかもしれませんが、これは要望で、その部分のですね支給の部分もしっかりとですね明記できれば有り難いかなと思いますので、その点を検討のほう宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 今村議員からのご指摘ですが、今、裁量が働くような話になってしまいましたけど、決してここで裁量働かせる話ではありません。これどう読み込むかと申しますと、今、次長のほうから申し上げましたように、仮に23時50分に出動して10分間、今日という日に火災消火活動に当たったということになれば、ここで、今のこので読みますと4時間未満ですから4,000円、そして翌日の日付またいで明日になった時に、今度はそこで何時間、4時間以上なのか4時間未満なのかで4,000円か8,000円を追加すると、こんなような考え方でよろしいかと思ひますので、そんなような形で運用、適用していきたいというふうに思ひております。

○議長（飯田英樹君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 似たような質問になってしまうんですけども、火災現場、災害現場においてという、同じ別表2のほうで質問させていただくんですが、警戒出動というんですかね、台風だったり津波じゃないけど、そういう感じで出動された時に、これ一日っていう規定しかないっていうのは、どちらかという火災現場より警戒のほう時間が長引いているというのが私の経験ではあるんですけど、ここは丸一日としかしてないのは、何か理由があるってのことなのかお伺ひいたします。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 警戒出動に関してはですね、基本的に巡回等の、特段作業を伴わない出動となっておりますので、ここは災害出動と区別して、一日当たり3,000円、ただし、これは目安として一日は7時間45分を目安として考へておりますので、そういったことでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（飯田英樹君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 大体わかったような感じはするんですけど、それともう一点、もう一点ですが、その他の出動で各分団においては点検日とか設けてやっていると思うんですけども、それがこれに当たるのかなとは思ひますけど、これが一日ってなると、1時間で終わるところがあったり、2時間でね車を暖気したりとかっていうところがあるんですけど、そういうこの点検日の設けているようなところが、このその他の出勤に当たるのか当たらないかを教えていただきたいと思ひます。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） ご質問にお答えいたします。

その他の出動に関して、月2回の点検がこれに含まれるのかというご質問かと思います。この月2回の点検に関してはですね、この作業については消防団員として即応体制をとるために必要な作業と考えられますので、これは消防団員として当然の作業と思われるので、この、その他の出動には当たらないということにさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 理解しました。そのほうがいいなと思ってます。やたらに支払うとかいうことではないほうがいいと思いましたので、そのとおりだと思います。

最後に、この警戒出動というのが、現場の想定でいくと台風の接近していますよっていう警戒に先ほど当たるっていったもので、その警戒をしていました。それで川の水が氾濫してきましたっていうと、この上の災害出動に切り替わるのかなと思うんですけど、土のう積みとか、そういうところがその上、別表の一番上の災害出動になるのかなと想像するんですが、この警戒出動と災害出動が重複して支給されるっていうことも想定しているのかどうかを最後にお伺いします。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 伊藤議員のおっしゃるとおり、警戒出動中に、そこで例えば台風の警戒中に倒木等を発見して、そこで除去等の作業を行った場合は、そこから災害出動に切り替わると想定しています。

また、その際は、より、一日当たり4時間未満であれば4,000円、4時間以上の作業であれば8,000円で、これはその前に巡回を行っていたとしても、この災害出動ということで支給していきたいと考えています。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号 大洗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり決しました。

○議長（飯田英樹君） 暫時休憩いたします。なお、会議再開は11時10分を予定いたします。

（午前11時02分）

○議長（飯田英樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◎議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第20号 大洗町農業共済条例を廃止する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第20号 大洗町農業共済条例を廃止する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

31ページをお開きください。

本案につきましては、水戸地方農業共済事務組合を含む農業共済組合等による合併により、新たに「いばらき広域農業共済組合」が発足し、農業共済事務を行うことに伴い、本条例を廃止するものであります。

また、既に参加済である今年度分の農作物共済及び園芸施設共済について、適用関係を整理するものでもあります。

以上、議案第20号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第20号 大洗町農業共済条例を廃止する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号 大洗町農業共済条例を廃止する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり決しました。

◎議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第21号 大洗町体験活動交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第21号 大洗町体験活動交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

32ページをお開き願います。

本案につきましては、体験活動交流センターについて、築43年余りが経過し老朽化が進んでいることなど、運用に関しての費用対効果を総合的に勘案し、施設を解体撤去したことに伴い、本条例を廃止するものであります。

以上、議案第21号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号 大洗町体験活動交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号 大洗町体験活動交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第22号 大洗町学校体育施設に関する使用料徴収条例を廃止する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第22号 大洗町学校体育施設に関する使用料徴収条例を廃止する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

33ページをお開きください。

本案につきましては、昭和55年から運用しており、老朽化が進んでいること及び水銀灯製造が終了したことなど、運用に関しての費用対効果を総合的に勘案し、施設を撤去したことに伴い、本条例を廃止するものであります。

以上、議案第22号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案

書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第22号 大洗町学校体育施設に関する使用料徴収条例を廃止する条例について質疑を行います。7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 以前よりですね、ナイター設備の老朽化ということで、今説明があったとおり廃止することも全員協議会等でもお知らせいただいているところでもありますけども、唯一大洗町でナイターが使えた場所でもありました。今後ですね、新たにということでは多分費用負担になりますので、新設はされないと思うんですが、今後その使用していた方、また、使用したいという方が、どのように申し出てくるかわかりませんが、その場合の対応としてはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 今回廃止することによって夜間使いたいという団体等が出てきた場合どうするのかということでございます。これまでもご説明したようにですね、大規模な水銀灯による夜間照明は撤収いたしました。それに伴いまして、代わるものというかですね、これまでの照明をLED化しました。それで、これまでよりもですね基数を増やしまして、全体にプラス3基ですね、増やしたLEDをつけました。ですので、全体的な灯りは確保できまして、これも以前から説明しましたように、学校施設の一般開放のやり方で皆さんに案内して使っていただこうと思っています。ただし、野球はですね、例えば野球の試合をやろうという灯りは、ちょっと無理なのかなと思ってますので、そこはですね広域利用というような形で案内しながらですね近隣のほうを紹介したいなと考えております。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 今答弁いただいた件で、私も2番目の質問で野球等がちょっとできないんじゃないかと、私も商工会青年部、飯田議長、また、伊藤議員もですね青年部で大変お世話になったグラウンドなんです。その部分でどのように対応していただけるのかなということで質問させていただきましたけども、先ほど課長が言われるとおりですね広域の施設、この後の議案にもありますけども、広域の施設の案内をですね是非ともですねしっかりやっていただいて、こういうところだったらできますよというところの部分で、広域の施設も使っていただけるような案内をですねしていただければ有り難いかなと思います。以上で質問を終わります。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号 大洗町学校体育施設に関する使用料徴収条例を廃止する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第22号は、原案のとおり決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第23号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第23号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会の規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

34ページをお開きください。

本案につきましては、水戸地方農業共済事務組合が令和4年3月31日をもって解散することに伴い、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会から脱退することおよび公平委員会規約を変更するにあたり、構成団体の各議会の議決を要するため、当町においても議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第23号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第23号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第23号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第23号は、原案のとおり決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

36ページをお開きください。

本案につきましては、県央地域首長懇話会を構成する9市町村の公の施設の広域利用につきまして、対象施設の追加等により、関係市町村と協議するため、地方自治法第244条の3第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第24号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第6、議案第25号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第25号につきまして提案理由を申し上げます。

一般会計補正予算第12号につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ6,634万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億5,903万円とするものであります。

また、繰越明許費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定するとともに、既定の地方債を変更するものであります。

まず、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費につきましては、年度内の事業完了が困難となる見通しとなった21の事業について、翌年度に予算を繰り越して使用できるよう措置するものであります。

2款総務費の「津波監視カメラUPS蓄電池等交換事業」につきましては、今回の補正予算に追加計上しておりますが、完了が翌年度となる見込みのため、195万5,000円を繰り越すものでございます。

「ポケットパークLEDサイネージ設置事業」につきましては、半導体の調達等が不透明な状況にあり、設置に時間を要することが見込まれるため、3,000万円を繰り越すものでございます。

「大洗駅エレベーター設置支援事業」につきましては、国の指示による設計の見直しにより、鹿島臨海鉄道の工事スケジュールが遅延したため、1億3,808万円を繰り越すものでございます。

「道の駅おおあい（仮）整備検討事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、道の駅整備検討委員会の開催が延期となるなど基本計画等の策定に時間を要しているため、605万円を繰り越すものでございます。

「番号制度システム改修事業」につきましては、今回の補正予算に追加計上しておりますが、完了が翌年度となる見込みのため、399万円を繰り越すものでございます。

3款民生費の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業」につきましては、申請を令和4年9月まで受け付けし、給付する見込みのため、2億3,890万円を繰り越すものでございます。

「子育て世帯等臨時特別支援事業」につきましては、3月下旬に出生する新生児につきましては、届け出が4月となる可能性があるため、50万1,000円を繰り越すものでございます。

4款衛生費の「新型コロナウイルスワクチン接種事業」につきましては、ワクチン接種を4月以降も継続して実施することから、8,535万4,000円を繰り越すものでございます。

6款農林水産業費の「農業委員会費」につきましては、今回の補正予算に追加計上しているところでございますが、納品が翌年度となる見込みのため、28万2,000円を繰り越すものでございます。

「農地農道維持費」につきましても今回の補正予算に追加計上しているところでございますが、工事完了が翌年度となる見込みのため、133万1,000円を繰り越すものでございます。

「夕日の郷松川運営事業」につきましては、モバイルハウス設置に係る電気工事について、関係機関との調整に時間を要したため、158万1,000円を繰り越すものでございます。

8款土木費の「町道整備事業」につきましては、1月の臨時議会において追加計上しました国の補正予算配分の増額分等につきまして、完了が翌年度となる見込みのため、3億5,173万4,000円を繰り越すものでございます。

「駅前広場整備事業」につきましては、事業計画の調整等に時間を要しているため、95万7,000円を繰り越すものでございます。

「防災子ども安全まちづくり事業」につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、5,902万6,000円を繰り越すものでございます。

「防災集団移転促進事業」につきましては、関係機関との協議に時間を要したこと並びに追加で測量等が必要となったことから、2,008万4,000円を繰り越すものでございます。

「都市公園施設改修事業」につきましては、1月の臨時議会において追加計上しました国の補正予算配分の増額分等につきまして、完了が翌年度となる見込みのため、2,930万4,000円を繰り越すものでございます。

「小松原地区汚水処理場修繕事業」につきましては、小松原団地集中浄化槽ブローワー修繕について今回の補正予算に追加計上しているところでございますが、修繕完了が翌年度となる見込みのため、108万7,000円を繰り越すものでございます。

10款教育費の「幼稚園及び小中学校施設補修費」につきましては、南中学校軒樋の修繕について、完了が翌年度となる見込みのため、130万円を繰り越すものでございます。

「学校施設電話交換機等更新事業」につきましては、南中学校の電話設備改修工事等について今回の補正予算に追加計上しているところでございますが、工事完了が翌年度となる見込みのため、84万2,000円を繰り越すものでございます。

「旧小学校遊具撤去事業」につきましては、旧大貫小学校および旧夏海小学校の遊具の撤去完了が翌年度となる見込みのため、220万円を繰り越すものでございます。

「幕末と明治の博物館改修事業」につきましては、博物館高圧ケーブル改修工事において、コロナ禍における半導体不足で高圧ケーブル生産に遅れが生じていることから、278万3,000円を繰り越すものでございます。

次に、5ページへお進みください。

第3表地方債補正についてご説明申し上げます。

「町民会館改修事業債」および「社会教育施設除却事業債」につきましては、他の財源手当てが可能となったため、翌年度以降の公債費負担の軽減等を勘案し、全額を減額するものでございます。

「都市計画事業債」につきましては、今回の補正予算に計上しておりますが、防災こども安全まちづくり事業について、用地交渉の進捗及び事業内容の再検討による節の組み替えと事業費減の結果、2,400万円を減額するものでございます。

「大洗港建設事業負担金」につきましては、事業主体の県において本年度事業を見送ることとなり、町の負担金が発生しなくなったため、900万円全額を減額するものでございます。

「消防自動車整備事業債」につきましては、事業費の確定に伴い、280万円を減額するものでございます。

「臨時財政対策債」につきましては、発行可能額の確定により、2,580万円を減額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

歳出補正の全般的な内容といたしましては、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が

主な要因であります。

また、総務費をはじめ、給料と職員手当等の人件費につきましては、人事異動等による最終調整によるものもありますので、以下、省略してご説明申し上げます。また、単なる財源振替や事業費の一般的な確定減等につきましても、政策的な余地がないことから説明を省略させていただきます。

中段の防災費をご覧ください。

「津波監視カメラUPS蓄電池等交換委託料」につきましては、繰越明許費でも触れさせていただきましたが、経年劣化により不具合が生じているUPS蓄電池等を交換する費用として190万8,000円を追加計上するものでございます。

「減債基金費」につきましては、国の補正予算により追加交付された普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費分として交付された9,278万7,000円を減債基金へ積み立てるものでございます。

「東日本大震災復興交付金基金費」につきましては、全ての復興交付金事業が完了したことによる事業費の残額を国庫に返納するための返還金123万3,000円を追加計上するものでございます。

13ページ中段をご覧ください。

「戸籍住民基本台帳費」につきましては、繰越明許費でも触れさせていただきましたが、マイナンバーカード所有者の転出転入手続きのワンストップ化に伴うシステム改修委託料333万円を追加計上するものでございます。財源につきましては、全額、国庫支出金で賄われます。

15ページをご覧ください。

上段、地域づくり総務費の「路線バス運行対策費補助金」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、路線バス事業者の経営が厳しい状況にあることから、茨城県と協調補助を行うため、118万円を追加計上するものでございます。

続いて、3款民生費「障害者福祉費」につきましては、障害児給付費、自立支援給付費および地域生活支援給付費の実績見込み等により、合わせて3,183万8,000円を追加計上するものでございます。

「国民年金費」につきましては、国民年金法施行規則改正に伴うシステム改修委託料22万円を追加計上するものでございます。財源につきましては、全額、国庫支出金で賄われます。

「国民健康保険繰出金」につきましては、人事異動等による人件費最終調整分として、国民健康保険特別会計へ繰出金67万9,000円を追加計上するものでございます。

「介護保険事業費」につきましては、人事異動等による人件費最終調整分および給付費の実績見込みによる減額分として、介護保険特別会計への繰出金808万2,000円を減額するものであります。

16ページをご覧ください。

児童措置費の「子育て世帯への臨時特別給付金過年度返還金」などにつきましては、令和2年度の実績額の確定などにより、返還金が生じたことから償還金について747万3,000円を追加計上す

るものでございます。

下段の4款衛生費「新型コロナウイルス感染症対策基金費」につきましては、一般寄附金のうち、新型コロナウイルス感染症対策分としていただいた140万5,000円を基金へ積み立てるものでございます。

17ページにお進みください。

「清掃総務費」につきましては、鉾田・大洗広域事務組合への派遣職員に係る給与不足分に対する負担金として、45万6,000円を追加計上するものでございます。

6款農林水産業費「農業委員会費」につきましては、繰越明許費でも触れさせていただきましたが、農地利用最適化推進委員等が農地の利用状況調査など、現場で確認作業を円滑に進めるためタブレット端末を導入する費用として、需用費、役務費、備品購入費を合わせて28万2,000円を追加計上するものでございます。財源については、一部が県支出金で賄われます。

「農業振興費」につきましても、繰越明許費で触れさせていただきましたが、神山十文字付近の農道法面の修繕費として、105万7,000円を追加計上するものでございます。

18ページをお開きください。

下段の8款土木費「都市計画総務費」につきましては、繰越明許費および地方債補正でも触れさせていただきましたが、防災集団移転促進事業において、国との協議により、浸水実績のある道路高さの測量が追加で必要となったことによる増額と、防災こども安全まちづくり事業において、用地交渉の進捗および事業内容の再検討による節の組み替えと事業費の減といたしまして、委託料、道路用地購入代および物件移転補償費を合わせまして、1,606万4,000円を減額するものでございます。

「公共下水道費」につきましては、公共下水道事業特別会計における決算見込みにより、一般会計からの繰出金980万9,000円を減額するものでございます。

「都市下水路費」につきましては、繰越明許費でも触れさせていただきましたが、小松原団地集中浄化槽ブローア修繕料として108万7,000円を追加計上するものでございます。

19ページ下段をご覧ください。

10款教育費「学校財産管理費」につきましては、繰越明許費でも触れさせていただきましたが、南中学校の電話交換機に不具合が生じていることから、電話設備改修工事請負代及び次ページの上段、電話機購入代、合わせまして84万2,000円を追加計上するものでございます。

「教育振興基金費」につきましては、奨学金辞退者の今年度の奨学金返還金14万4,000円を教育振興基金へ積み立てるものでございます。

6ページへお戻りください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、増額分として、法人事業税交付金595万5,000円、地方特例交付金215万7,000円、地方交付税2億926万1,000円、国庫支出金2,440万7,000円、県支出金492万6,000円、寄附金629万9,000円、繰越金1億9,830万2,000円、諸収入3,143万7,000円を追加し、減額分として、使用料及び手数料3,396万1,000円、繰入金2億4,544万1,000円、町

債1億3,700万円を計上し、歳入歳出それぞれ6,634万2,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第25号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第12号）の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第25号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第12号）について質疑を行います。
7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 3カ所ほどちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、12ページですね防災費、先ほど説明ありました津波監視カメラの部分、そしてまた、その下ですね、東日本大震災の復興交付金の返還金ということと、あと19ページですね先ほど説明あった土木費の修繕料というところであります。

まずはじめに、津波監視カメラについての質問させていただきたいと思いますが、経年劣化ということで、これは致し方ないかと思ひますし、逆に早急にですね変更していただきたいと思うところなんです、このほかにですねちょっと私気が付いたところで、照明ですね、津波時に活用する照明。これの老朽化っていうのは確認されているのでしょうか。一部ですけども、前にもちょっと係長か何かにちょっとお話しして、確認はしていただいて、ちょっと不具合あるのかちょっとはっきりした回答はいただけませんでした、海岸病院下ですね所に避難道路的役割でソーラーパネルがありまして、その電気が毎回ついたりつかなくなったりしているということで町民の方からもちっとお話がありました。そこだけじゃありませんけども、全体的に、カメラ以外にその津波被害時に活用される機材というか照明等、そういう部分の老朽化等は把握されているかどうかということで、まず質問させていただきます。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 今村議員のご質問にお答えをいたします。

津波時の街路灯の点検ということでございますが、それに関しましてはですね、今、実際、LEDの防犯灯とか町管理の該当なども今、整備のほうを進めておりまして、その辺で全町確認等はして回ってますので、そこで不具合があれば確認して修繕のほうを行っていききたいというような形でやっております。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 今からの確認ということですが、いつ災害が起きるかわかりません。これいつも勝村議員が言ってることでありますけども、それに備えてですね確認のほうを早急をお願いしたいというのが一点であります。

次にですね、東日本大震災の交付金返還ということで、これ全て事業が終了したということで返還ですが、誰もがちょっと通ってわかると思ひますけども、2カ所ほどまだ整備がされてないと。壁がある部分と、駐車場になっている部分があるというのは、誰しもがわかっているところでありますけども、これの部分につきましては返還された後も、道路がちゃんと設置されとなれば予算化

しなくちゃならないと思いますけども、この予算化についてはどのようにされるのかお聞きしたい
と思います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 今村議員のご質問にお答えいたします。

若見屋平戸線の復興事業につきましては、復興交付金事業としては完了したということで返還を
しておりますが、その先、セブンイレブンの交差点に向かって、今、子ども安全防災まちづくり事
業ということで次の事業を入れてございますので、そこが今ご指摘された2カ所がもし用地交渉が
完了して、買えるという形になれば、そちらの事業で補償して事業はやっていきたいと、そのよう
に今進めているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） そうすると、その先の道路の整備があるということで、一緒にできると、用
地買収ができればですね、できるということでもありますけども、ちょっと見た目よりもちょっと危
険度が伴っているのかなと。歩道の部分がですね、どうしても歩く部分が出っ張っているというこ
とで、できるだけ早い整備が望まれるのかなと思いますので宜しく願いいたします。

もう一点、19ページ、土木の修繕料とかありますけど、これ、予算書のほうもですね、ここに
小松原のブローの修繕料って書いていただけると有り難かったかなと。今の町長の説明でね、
ここがその部分だっというのがわかりましたけども、この部分なんですけども、小松原地区におき
ましては、近年、下水道につなぐというような計画があったと思うんですが、これというのはいつ
頃の予定だったかなと。これは、この修繕に関しては、それに伴うものというか、その予備策と
して行うものなのかどうか確認したいと思います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） この都市下水道費、修繕料についての質問についてお答えいたしま
す。

この小松原団地は今現在の下水道の認可区域には入っていない区域でございますので、今すぐこ
こを下水道の区域に入れるということとはできないと。ただ、近くまで下水管が来ていることはござ
いますので、将来的には下水の中に入れていきたいということで考えてございますので、今回の修
繕は、それまでの間のつなぎとして、どうしても修繕しなければならない、部品を直して、今どの
タイミングで下水に切り替えるかというところを下水道課と協議をして、今、計画を練っているこ
ろでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） ちょっと私勘違いしてまして、もう計画がなってるんですね、その部分かと
思って質問させていただきましたけども、下水道につなぐ部分ね、このほかにも和銅のほうもあり
ますので、計画的にお願いできればと思います。以上で質問を終わります。

○議長（飯田英樹君） 9番 海老沢功泰君。

○9番（海老沢功泰君） 今村議員の質問と関連なんですけども、東日本大震災復興交付金、これ、

多分エコス前の道路のことで、駐車場のどうのこうのという話なんですけども、これ、地域の方々から道路が広がった分、車がスピードが出ると。エコスは買物をする方が多いようで、横断歩道と押しボタンの信号を是非つけて欲しいって、課長に前から私何回か話していると思うんですけども、この予定というのはどうなっていますか。確認させていただきます。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 海老沢議員の質問にお答えいたします。

エコス前に信号をつけて欲しいという要望は当然議員からもお話伺ってますし、地元の方からもお聞きしているところでございます。それにつきましては、警察と今、協議をしているところでございまして、警察としてもある程度道路が見えてきたら、そこは検討はすると。ただ、確実につけられるかどうかは、ちょっと公安委員会のほうで順位付けがあるので、判断、そこは言えないけどもということで、今、協議をしているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 海老沢功泰君。

○9番（海老沢功泰君） 答弁ありがとうございました。前々から言ってるように、普通の若い人らが行ったり来たりするにはそんなに危険性はないのかなと思うんですけども、私なんかもそろそろ老人の部類でどっぷり入ってるんですけども、横断歩道の信号1回で渡れない老人の方もたまたま見受けるんですよね、たまには。だからそういうことを考えたらば、やはりきちんとした対策は取るべきじゃないかなと思いますんで、これ要望して終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 3点ほどお尋ねをするというか、確認で、詳細だけご報告いただきたいんですが、15ページのですね自立支援給付金が2,582万円ほど出ておりますが、この内容をお尋ねをするのがまず一点です。

次が19ページの物件移転補償金、これは5,136万1,000円ですけども、これが今、何件でどのぐらいの推移なのかもお尋ねをしたい。

もう一つは、20ページの奨学金の貸付金ですけども、528万円の不用額というかマイナスになっておりますけども、どのような状況だったのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員の質問にお答えいたします。

まず、15ページの民生費、障害者福祉費の中の自立支援給付費のほうが増えているというところはこういったことなのかというご質問ですけれども、こちらにつきましては当初見込んでおりました利用者の数がですね、実績が増えましたので、その扶助費の増でございまして、ここに三つございます給付費の増は、それぞれ利用実人数が増えているがための扶助費の増ということになっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 土木費、物件移転補償費の質問についてお答えいたします。

こちらですね、先ほどお話ありました若見屋平戸線の物件補償と、あと、大洗中学校の脇、グラ

ウンド下りていく道路、その道路の整備に充てている予算でございまして、今、並行して交渉は進めておりますけど、おおむね今4件の方と今度実際に具体的な移転補償を進めているというところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

奨学金貸付金に関しまして528万円の減の内容の説明でございます。

こちらに関しましては、大学生向けの奨学金貸付金につきまして、当初見込みよりですね奨学生が少なく、予算残が見込まれるというような状況でございます。当初、大学生の奨学金継続者のほうを35名、新規者を18名、こちら例年の実績ベースで想定し、予算要求をしたところでございますけれども、実際のところ継続者は変わらず35名、新規者のほうは12名ということであったため、また、新規申込者の貸付金額を最大値をですね月額6万円のほうで計上しておりましたので、当初の予算額と実際の貸付金のほうでかなり差が出ましたので、その差額分の減額という形になります。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。詳細の説明だけいただいて終わるつもりだったんですけども、この奨学金の貸付金が減額しなければならない背景っていうのは、今言われたとおりそのものなんですけども、しかしやはり教育環境が、やはりあまり十分に進学を望めないというような、また側面が見えてくるのかなという、そんな感じもしました。これにつきましては制度の問題で、皆様、予定の予算内をやるかやらないかはまた別問題の相手があつてのことですのでね、しかし、それ以前に、もうやはり教育の環境というものは、今非常にこのコロナ禍も含めていろんな形で何かやはり影を落としているのかなというような感じを受けましたので、報告をいただきました。

もう一つですけども、自立支援の給付金ですけども、これにつきましてはどのぐらいの人数が増になってきたのか。そして、この算定根拠になる今年度、来年度の予算をよく見ておりませんが、それにはどのぐらいの数字の見込みを考えられているのかというのが、ここから見えてくるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の動きを再度質問をして終わりたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 自立支援給付費のほうの今年度の当初の見込みでございすけれども、4月の利用実人数、これ実数を計上してございます。138名おられました。これがですね12月の利用実人数が既に144名ということで増えておりますので、その伸び率で扶助費も増えるであろうということでの補正になっております。

新年度の予算につきましても、こちらの実人数のほうでカウントをしてまいりますので、もう少し増えた額で計上しているのかなと思っております。以上です。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第25号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第12号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり決しました。

◎議案第26号ないし議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第26号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第27号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第28号 令和3年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第26号から議案第28号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。一般会計と同じく、特別会計におきましても事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。また、給料と職員手当等の人件費につきましても一般会計と同様に人事異動等による最終調整によるものであります。

まず、25ページをお開きください。

議案第26号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,180万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億7,833万2,000円とするものであります。

29ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、人件費の最終調整でございます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費につきましては、決算見込みにおいて給付費に不足が見込まれるため、1億2,377万3,000円を追加計上するものでございます。

一般被保険者高額療養費につきましても、決算見込みにおいて不足が見込まれるため、1,800万円を追加計上するものでございます。

30ページをお開きください。

基金積立金につきましては、令和2年度決算で生じた繰越金を支払準備基金に積み立てるため、1,834万円を追加計上するものでございます。

27ページへお戻りください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしましては、県支出金1億4,214万円、繰入金67万9,000円、繰越金1,898万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,180万1,000円を追加補正するものであります。

続きまして33ページをお開きください。

議案第27号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,433万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,363万1,000円とするものであります。

36ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

介護保険料の第1号被保険者保険料につきましては、令和3年4月に介護保険料を改定したことにより、3,013万9,000円を減額するものでございます。

その他の歳入につきましては、これからご説明いたします歳出を賄う財源となっておりますので、省略させていただきます。

38ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、人件費の最終調整および介護保険システム改修業務委託料の事業費確定により、合わせまして433万2,000円を減額するものでございます。

保険給付費の介護サービス給付費から次ページの中段、市町村特別給付費までは、実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、令和2年度の繰越金等を財源に200万円を基金に積み立て、財源不足時に取り崩して充当するものでございます。

35ページへお戻りください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、減額分として、保険料3,013万9,000円、国庫支出金710万円、支払基金交付金810万円、県支出金415万円、繰入金808万2,000円を減額し、増額分として繰越金2,323万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,433万2,000円を減額するものでございます。

続きまして41ページをお開きください。

議案第28号 令和3年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,127万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,638万1,000円とするものであります。

また、繰越明許費を設定するとともに、地方債を変更するものであります。

43ページをお開きください

第2表繰越明許費公共下水道事業につきましては、和銅地区管路改良工事において隣接工事との調整に時間を要したことから、総額で384万4,000円を繰り越すものでございます。

また、那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越したことに

に伴い、町の負担金557万円を繰り越すものであります。

第3表地方債補正につきましては、地方債充当事業費の確定により、借入限度額を変更するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

46ページをお開きください。

公共下水道費の給与等人件費につきましては、人件費の最終調整でございます。

また、県事業への負担金として支出しております流域下水道費の那珂久慈流域下水道建設負担金および維持管理負担金につきましては、事業費の確定により、合わせまして1,089万9,000円を減額するものでございます。

44ページにお戻りください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、繰越金414万9,000円を追加し、繰入金1,391万9,000円、町債150万円を減額し、歳入歳出それぞれ1,127万円を減額するものであります。

以上、議案第26号から議案第28号まで一括して提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第26号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第26号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第27号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 私はですね、この介護保険の補正で減額をされているところが多い、その理由について教えていただきたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

一言でざっくりと言ってしまうと、給付が少なかった、見込んでいたところよりもサービスを利用されなかったということに尽きるかと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） それはコロナとかが影響してきてるんですか。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） こちら、給付が伸びなかった理由として、コロナが原因と考えられるのかということですが、それを何が原因なのかというのを分析するにあたっては、まだちょっとそのデータとなる数値と時間がちょっとまだ足りないかな、分析するにはまだちょっと時期尚早かなと思っておりますが、私ども現場のほうでも、少なからずこのコロナの影響で、確かにデイサービスとかを控えられている高齢者もいらっしゃいますし、それだけではないんですけれども、現在の人口ピラミッドの形が逆三角形、簡単に言ってしまうと逆三角形の形なので、介護サービスを新規で利用されたいという人数よりも、現在使っていて亡くなっていられる方のほうが多いのかなと、そういったところもあるかと思われますので、一概にコロナとは、コロナが原因だとはちょっと言い切れないかなという部分でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 確かにこの全体的に「△」が多かったということ、その中の一つ、ちょっと確認をしたいんですけども、36ページですね保険料の件なんですけども、現年度分の保険料が約3,000万ほど減額になっております。特別徴収と普通徴収分とありますけども、この背景をちょっとお尋ねしたいんですが、現年度分のいわゆる保険料というのは、前年の収入、または前々年度で算定されるというふうに私は認識していたんですが、その年の給付によってずれるかっていうことがあるのかどうか、ちょっと再確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 歳入の介護保険料につきましては、確かに議員おっしゃいますように、前年の被保険者数のその所得の状況にもよりますけども、そのデータで引っ張ってまいりますけども、今回のこの3億の減額というのは、ちょうど介護保険料が昨年4月に改定されまして、基準額で月250円ほど下げました。全体的に下げておりますので、その影響による減でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。昨年の3月予算を立てる時に、確定していなかったということで理解してよろしいのでしょうか。わかりました。わかりました。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか、ございますか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第27号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり決

しました。

続きまして、議案第28号 令和3年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号 令和3年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第7、議案第29号 「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事請負変更契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第29号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年9月7日に議決を経て、現在工事を進めております「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事の請負変更契約を締結するものでございます。

変更の内容といたしましては、足場を設置し、天井部のトップライトおよび屋上の防水を確認しましたところ、別に漏水している箇所が見つかりました。また、足場の設置に伴い、外壁のモルタルを詳細に調査したところ、モルタルが剥離し、第三者被害の恐れのある箇所が見つかりました。これらの改修を追加で行う必要があると判断し、当初、株式会社大貫工務店と9,328万円の請負契約を締結した契約額に2,178万円を増額した1億1,506万円に変更するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第29号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第29号 「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事請負変更契約の締結について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） お尋ねしたいのはですね、まずその増額、増額という言い方おかしいです

ね。変更する改修工事事態が増箇所なのかな、ということなんですけども、まず当初の流れから確認したいんですけども、例えば改修工事をするという予算づけをします。改修工事の場所がどこにどういうふうに必要なのかという、そこをどういう形で算定するのか、それからの予算になるわけなんですけども、そうなった時に、今回のように後に出てくるというようなことは、どこに問題があったのか、ここの確認だけしたいんですけども、どのような流れ、いわゆる工事を決めようとしたところから発注が終わって、施工に入ったら別な箇所が出てきたというのは、どこに問題があって、こういうようなことが出てくるのか、その流れだけお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 坂本議員のただいまの質問にお答えいたします。

この「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館の日常的な管理、これは生涯学習課のほうでやっていただいております。我々としましては、管理しているなかでこういう不具合があるということで、それをお聞きして、実際現地に足を運んで現地に常駐されている方もいらっしゃると思いますので、その方々から故障内容、損傷内容をお聞きして設計を組んで発注をしているというところでございます。

例えば、今回、アリーナ天井部のトップライト部の防水の箇所、これがですね1カ所から実は4カ所全てのところを改修することになってございます。これは体育館を利用されている方であればちょっと御存じだと思うんですけども、入って右奥のライトの所から水が漏れているということで、2階の廊下部分にもバケツが置いてあったりして、皆さんお使いになられていたので、そこが漏水しているということをお聞きをして、そこの1カ所の修繕を入れていたと。実際に足場を組んで、そこまで入ってみたところ、上がってみると、ほかの3カ所も全て、そこまで大規模でないにしろ漏水をしていた。シーリングが劣化して水が漏れているということがわかりましたので、これは合わせて全部箇所やらないとまずいだろうということで、4カ所全て足場を組んで防水をし直しているというものでございます。ほかの箇所につきましても、実際に足場を設置して、そこまで現地に行ってみると、やらなければならない、例えば外壁のモルタルなんかですと、放っておけばそのまま落ちて下を通っている人に当たってけがをする恐れがあるというものが全周にわたってあるということがわかりましたので、そちらについても外周全部足場を組んで樹脂の注入とアンカーピンでその浮きを固定するというような変更を追加したということで、あくまでやはり足場を組んで詳細に見てみなければわからなかったものが、今回の追加になっているということでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。いわゆる全体的にもう結構劣化が激しいというふうに認識したほうがよろしいかもしれませんね。

町長にお尋ねしたいんですが、対処方法として、ここが漏水があるからと、漏水だったり雨漏りだとか直していく。しかし、今言われたように、全体的に劣化が非常に進んでるということに対して、将来的に国のほうも長持ちさせろよという方向はあるんでしょうけども、果たしてそこがそ

れでいいのかどうかって、そこに対する修繕費に関するものは国のほうがどこまで見てくれるかっていうのは、多分厳しいんだろうと思います。このあたりっていうのは、やはり見てると、これからどんどんまだまだ出てくるんじゃないかっていう感じはします。いかがでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 今回、財政当局といろいろこの予算編成する際に、いろいろと私がいろいろ提唱する「幸せ無限大、不幸ゼロ」ということに掲げて、何か夢を描くについて、坂本議員がいつもご指摘いただけてますけども、持続可能性というなかでは、なかなかこの夢の部分というのが掲げにくいようになってる。例えば施設をつくるとか何だとかって、わっと掲げることができないようになってる。それはなぜかと申しますと、もう修繕費、修繕費ということが、もうどんどん出てきて、今、議員ご指摘のとおり、今もこういう状態ですから、毎年毎年いろんな施設が経年劣化していきますので、当然いろんなことが出てきます。国のほうの流れとしては、もう新しい施設をつくるよりは、できるだけ長寿命化をしていけということで、いろいろ道路もそうですし、橋もそうですし、建物もそうです。学校。公共施設全てにおいて、公共財と言われるもの全ての修繕計画をしっかりと立てていきなさいよという方向性、それについては補助金出して立てなさいよというんですが、その逆にいえばそういう計画を立ててなければこれから補助制度に乗せてそういう修繕もできないですよということなんで、私どももいろいろ小さい自治体ながらもいろいろ抱えておりますので、そういうことをしていくと。

今、議員ご指摘のように、簡単に言えば、これも初めから足場掛けてやっておけばいいだろうということなんですけど、それやるとかなり大がかりになるのでやっていったと。初めから見つけていけばいいだろうと、もっと抜本的にやったらいいだろうということなんですけど、本当に全体あれ見てやっていけばいいんですけども、対処療法でどうしてもこの財政計画と申しますか、その財政と鑑みあわせて、財布と相談していくと、どうしてもこの対処療法的にならざるを得ない。あの施設自体がもうかなり老朽化して、これで終わりがあって問われれば、もしかしたら来年また違った不具合が出てくるかもわからない。今こう話している間にも、もしかしたら不具合が出てくるかもしれないもの、綱渡りの状況が続いておりますので、非常にこれは困惑をしているところでありますが、できれば私どもとしては対処療法かもわかりませんが、出てきたところをしっかりと修繕して使いながら、悪い言葉でいえば、だましだましやっていくしか今のところないのかなと。ふるさと納税で財源を確保しながら、また新たな財源を求めながら、そういうことによってしっかりと基盤整備、要するに財政基盤の確立をすることによって対処療法、そして抜本的な形ができればいいのかなと思っております。

冒頭、施政方針のなかでも申し上げましたけども、不断の見直しということを申し上げましたが、それ以上に私はできれば、今後、集会所なんかもありますけども、もう活用してない集会所については、よく言われるようなスクラップアンドビルドではありませんけども、もう廃止していくということを思い切って地元の皆さん方に提示をしてやっていきませんと、完全に成り立たないような状況が将来的にはもう見通せるようなところまできております。もう基金など、この間も財政当局と

いろいろ話をしたんですが、44ある自治体で例えば太田なんか150億とか160億、170億とか基金の積み立てがあったりですね、私ども今いくらあるの財政調整基金、もう4、5億、5億以下しかありませんので、それと比較するとどうやってこれからやっていくんですかって非常に厳しいところがありますので、こういうこともしっかり見据えた上で、非常に自虐的な物言いになったり、また悲観的で夢を掲げられないということもあるかも知れませんが、しっかりその辺のところはめりはりをつけながら、住民の皆さん方に説明責任を十分に果たすことによって今の集会所の在り方、当然2万1,000人の人口を有する時の集会所数と同じだけの集会所を1万6,000人で維持運営していくということになれば、当然無理が生じてくるとはわかるわけでありまして、また、学校も今4校、立派なものが建っておりますけども、あれによる財政負担も非常に重いものとなっておりますので、いろいろなことを総合的に勘案しながら、今、議員からご指摘いただいたこと、大変私ども心苦しい限りで、もう対処療法でしかやらざるを得なくなってるっていう非常にもう抜本的に本当はやりたいんですけども、何度になりますけども、そういうことで何かいろいろなこと、国のほうもいろんな制度であるとか様々な法改正などもあるかも知れませんが、そういうことにしっかりと敏感にアンテナを立てながら対応していきたいと思いますので、これからはいろんな意味でご指摘をいただければと思います。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第29号 「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事請負変更契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、原案のとおり決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第30号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負変更契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第30号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年10月18日に議決を経て、現在工事を進めております大洗町体験活動交流センター解体工事の請負変更契約を締結するものでございます。

変更の内容としましては、解体作業を進めていくなかで空調設備の煙突内に使用されていた断

熱材および天井内設備配管に使用されていた保温材にアスベストが含有していることが判明しました。適正な撤去処分を追加で行う必要があるため、当初、株式会社大貫工務店と6,930万円の請負契約を締結した契約額に467万5,000円を増額した7,397万5,000円に変更するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第30号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負変更契約の締結について質疑を行います。8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） 今、町長の説明で、アスベストが出てきたという話で、これは了解なんですけど、ちょっとそこでね建設課長に聞きたい。これ、古い図面ってのはなかったのかな。建設当時の図面で見れば、この辺にアスベストがあるよとか何かそういうのがあれば、逆に追加じゃなくて最初からこの金額でね、すんなりいけたんじゃないかなっていう素朴な疑問なんです。その図面がないとか、そういうところであれば致し方ないと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 和田議員の質問にお答えいたします。

事前の図面ということでございますけども、我々が生涯学習課のほうから預かった資料というのは、当時の施工の記録として設計の図面は残っていたと。ただ、その後、実際にじゃあどのように施工されたかですとか、その施工の材料が、どういった材料を使って施工したかという記録までは残っていなかったというところでございます。そこで、我々としては必要な、使われていそうなその水回りの天井の部材ですとか、外壁の部材を調査して、アスベストはそういったものには入ってなかったということで、今回の設計を組んだものです。しかしですね、この2カ所変更なった箇所、町長からも説明いただきましたけども、1カ所は空調の煙突内、こちらがですね煙突の中に断熱材とて石綿管が使用されていまして、これはいわゆる解体してみなければその煙突の中までは確認ができなかったのもので、実際に解体をして、煙突の所で初めてアスベストがわかったと。

そしてもう1カ所のこの天井の配管なんですけども、実際に配管が見える箇所は、実は過去にどうも改修がされていたようでして、保温材に発泡スチロールが使われていたんですね。ですんで、こちらが使われていないだろうということで当初設計をしていたんですが、実際に天井を壊して配管を見ると、配管のこの曲り、エルボーと言われる繋ぎ部分にだけ、やはりアスベストが保温材として使われていたということで、申し訳ないんですけども、今回やはり現場入ってみて、実際に壊してみないとわからないものがあつたので今回の変更になったということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） ちょっと関連なるかもしれません。壊してみなくちゃわからなかったという

ことなんです、これは解体する前に、解体の調査の費用って確かつけてあったと思うんですけども、そのなかでは発見できないものなんですか。結局、壊してみないとわからないということであれば、もともとその調査費をわざわざつける必要がなくなってしまうんじゃないかなと。結局、余分なお金が発生してね、そこで調査したけども見つからない。ここでまた増額ということであれば、ちょっともともとこの調査費用的な意味合いがね、何の意味もなくなってしまうのかなと思ったんですが、その部分のちょっと確認だけお願いしたいなと。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 今村議員の質問にお答えいたします。

調査費用、当然これは事前に調査をして、いわゆる水回りのところ、天井だとか壁なんかの調査はしたということで、そういった部分は我々調査したとおりに実際に施工して壊してもアスベストはなかったと。今回の部分は、本当に壊してはじめてみないと調査ができない箇所でしたので、実際に、たとえ一部壊して、ちょっと先に壊してしまうので危ないんですけども、壊したとしても、結局は調査をしないと、事前にやろうが事後にやろうがアスベストが含まれているかどうかは、きちっと適正に調査をして処分しなければならないので、調査費が無駄になっているということはない。事前にやるか事後にやるかでの違いであって、やらなきゃならないかかるお金は一緒だということで理解していただければと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） そうすると、ちょっとどういう、説明のなかでは、そうすると、じゃあ調査はやったけども出てくる、これは想定されてたってことですね。あくまでも調査はしたけども、そこから、ほかのところからも出てくるんじゃないかなということが進められたというふうにちょっと私はとれてしまったんですけども、そういうことではないですよ。だとすれば、やはりもうちょっとその調査の範囲を、壊さなくてもわかる範囲ということがあるのかどうかわかりませんが、もう少しその調査の内容をですねしっかりやっていただければ、この増額という部分はね抑えられたのか、実際に出てきたものですから、これは反対しません。これは危険なものですから、ちゃんと処理していただかなくちゃならないものですから、やっていただくことは当然なんです、もうちょっとその流れ的にしっかりその金額が出せなかったのかなというのがちょっとありますので、それは今後の要望としてさせていただきますので、回答のほうはよろしいです。はい。

○議長（飯田英樹君） 9番 海老沢功泰君。

○9番（海老沢功泰君） 私も関連質問で申し訳ないんですけど、普段、公共の大きい建物って、定礎の中に設計図書は入っているはずですよ。基本的には。祝町小学校の解体の時にも、解体の設計業者に頼んで、設計しました。これだけかかりましたといって、設計代いくらっていう予算付けて、それ議会で可決してるわけですけども、本来は、この役場の建物にだって定礎ってあるところに設計図書、設工図書なんかは入っているはずだと私の場合は認識していたんですけども、これが全くない状態で引き渡しが進んでいるということで理解してよろしいんですか。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 先ほどですね都市建設課長の答弁にあったように、設計図書は存在しておりました。しかし、施工した実際の図書が不在だったということで、それはですね私もいろいろ探しましたが、現実的にないということでありますので、それ以上の答弁はできませんので、申し訳ございません。

○議長（飯田英樹君） 9番 海老沢功泰君。

○9番（海老沢功泰君） そうすると、建築完成引き渡しに、その設工図が伴ってなかったっていうことは、通常、現場の人間としては理解できないんですよ。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 答弁の仕方が悪かったと思いますが、当然、当時はですねしっかりとした手続きを踏んで引き渡しはされていると思います。ただ、これは管理が悪いと言われてしまえばそれまででしょうけども、長い経過のなかで紛失したのかよくわかりませんけども、申し訳ございませんが、現実的にそうだとということでございます。

○議長（飯田英樹君） 9番 海老沢功泰君。3回目です。

○9番（海老沢功泰君） 実際に、例えばこの庁舎の表に多分定礎っていう石があると思うんですけども、そこを開ければきちんとした設計図書、設工図書なんかが入ってるはずだと思います。それが管理できないということは、建物自体から、その定礎から誰かが抜いたっていうふうになってしまっているんですよ。これは公共の建物としては有り得ないことだと思うんですけども、この辺はどうなんですか。じゃあすいません、後でわかりましたら報告だけお願いします。

○議長（飯田英樹君） ほか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今いろいろ議論されててね、大事な問題が出てきているんじゃないかと思うんですよ。こういう建物を、例えば今回、生涯学習課の管轄だったんだけど、そこでその大事な図面をね保管すること、管理することがいいのかどうか。町の財産ですから、その在り方を今回のことからどう進めていっていいのかどうかっていうことを考えていかなきゃいけないと思うんです。生涯学習は、あの建物を、そのものを担っているわけじゃないと思うんですよ。やってることですよ。そういうことを考えたら、やっぱり十分検討、在り方の検討はね進めていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺はどう受け止めたのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、現在ですね、大洗町の公文書、工事関係の文書もそうですけども、各課が保存年限を決めて、何年何月までは保存しなきゃならないというような文書管理規定のなかで、永久保存なのか、10年なのか、国庫の返済期限が30年であれば30年は保存しなきゃならないというようなルールのもとで管理をしておりますので、これ、体験活動センターが何年にできたかちょっとわかりませんが、その当時そういうルールがなかったのかあったのかわかりませんが、今現在はそういう工事関係の書類も含めて何年保存の文書はですね、車庫の上にちゃんと何年保存のものは各課はそこに何年保存と管理をして、保存年限を過ぎたものについてはちゃんと廃棄するというよう

なサイクルが一応構築されておりますので、今現在、最近の工事の関係書類がないということは私のほうではちょっと想定しておりませんので、古い文書のことですので、当時、各課がばらばらに文書を管理していた時代の話なのかとは思いますが、それは現在そういう公文書につきましても適正な管理を現在しておりますので、そこはそういうふうに理解していただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 様々な施設がね経年劣化するという事で、これから今のような町長が説明した新たなものじゃなくて、いろいろと修繕しながら延命するという事、あるいは全く建て替えるということも出てくると思うんですね。だからこういう機会に、そういう施設のそういう文書管理が改めてきちんと整っているのかどうかっていうことは、確認していかなくちゃいけないと思うんですよ。今みたいなことになっちゃう、今回みたいなことになっちゃうということはどう踏まえていくかということが大事だと私は思っていますので、よく検討していただければというふうに思います。今は今でちゃんとやっているという、それはそれでいいんですけども、古いものについてはどうだったのかということは、よく振り返ってみることが、調べておくことが大事だと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 今、菊地議員の関連の話なんですけども、今後ですね、消防署のほうも解体するような話になってくると思うんですね。これのじゃあ図面は残ってるんですか。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 小沼議員のご質問にお答えいたします。

改修した時の図面はこちらで確認してあります。その建設当時の図面に関しては、ちょっと確認させていただいて、後ほど回答させていただくということで。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 今の回答もね、また例えば消防署が移転をしますということで、当然そうすると解体をします。その時に見積りのなかで、またこういうものが含まれてましたんで、想定外のものがありましたからということで、また上げさせていただきますって、こういうことをいつまでもやってたらね、非常にこれは行政としてどうなんだと。やはり今、菊地議員が言ったように、公文書であれば、これは最終的に責任持って管理するというのが私は当然だと思うんですが、町長どうですか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） これは小沼議員、菊地議員、それから皆さんから出しましたけども、もっともなご意見だと思います。しっかり公文書については管理していかなければならない。

二つありまして、一つは、これ昔の方々がやって、ここは関係ないよっていうことはなかなか通じないところでありまして、やっぱり行政、継続性持ってますから、かつて今ここにいない方々がふんわりとした古き良き時代なんだろうけども、そういう時代からなあなあでいった時代もいい

時代がありましたけども、そういうところで紛失したとか何とか、管理しないで。おそらく今みたいに電子化してデータを保存するということができませんでしたから、場所をとるということで、おそらく何かやるたびの書庫の中の整理をして廃棄したりしてしまったっていうことの、そういういわゆる積み重ねが今のような事態を招いていると思いますので、今後についてはしっかり整理をしていきますのと同時に、今ある既存の施設についても、今後何があるかわかりませんから、そういうことも踏まえて、今、小沼議員からご指摘、菊地議員からのご指摘をもとに、しっかりそういうものがうちのほうに保存してあるのかどうか、そこも含めて対応していきたいと思っています。

それからもう一つ、今、最初のいわゆる例えば解体でも何でもそうですけども、設計とか、すなわちいろいろ調査でありますけども、この費用を多額に掛けていけば、これは私、専門家じゃありませんから、どこか間違いがあるかもわかりませんが、皆さんもおそらく同感だと思いますので、費用を多額に掛けて、極端なこと言えばエックス線検査とか何かいろんなことやっていけば、しっかりとしたデータ出て、それなりの最初から費用を計上することできると思いますが、その費用、例えば100万掛けたものが500万掛けてやるとなると、この費用どうするんですかと、そこで出てこなかった時にどうするんですかっていうことがあります。一般的に見れば、何か博打みたいに見えて、金、先ほどの坂本議員のご指摘じゃありませんけども、やったところで勝負みたいにやるとどうなんだと。でも、費用を掛けると、その費用分というのがもし出てこなかったら、費用分っていうのの損失にあたるって、そのぐらい今、厳しい財政環境下にあるということもご理解いただければと思っております。そして、この四百数十万円の増額分については、これは何か、そこで調査しなかったから何かこれが増えたということじゃなくて、もともとこれ、初めから調査してれば当然これ出てくる話であって、決してこれが無駄になって出てきたという話じゃなくて、だから最初の調査費をもっと掛けてやれば、最初からこういう見込みはできますけども、それだけ掛けることが必要なのかどうかということも含めて、今後、専門的知見を活用しながらいろいろと検討して、しっかりと対応していけるように、今申し上げたように、先ほど来からご指摘のある件については、私ども、昔のことということで確かにご指摘いただいたように解決できる話ではない、説明責任をしっかりと継続性を持って話していかなければなりませんので、対応していかなければなりませんので、そういう考え方で臨んでいきたいと思っていますので、どうぞご理解のほど宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号 大洗町体験活動交流センター解体工事請負変更契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり決

しました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第8、議案第31号 町道路線の廃止及び認定について議題といたします。
これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第31号 町道路線の廃止及び認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、茨城県の経営体育成基盤整備での土地改良事業に伴い、新たに整備された町道を認定するとともに、一部を廃止するものであります。

つきましては、道路法第10条第3項および第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第31号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第31号 町道路線の廃止及び認定について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号 町道路線の廃止及び認定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり決しました。

◎同意第1号および同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第9、同意第1号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第1号および同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案理由をご説明いたします。

1ページおよび2ページをご覧ください。

本案につきましては、関根正治氏と稲見 郷氏の2名を大洗町固定資産評価審査委員会委員として選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は3年となっております。

ご同意のほど、宜しく願いいたします。

なお、関根正治さんにつきましては、消防団の活動を通して町内の地域に詳しく、人格・識見ともに優れた方でありますし、また、稲見 郷さんは、税理士として経験豊富で、これらの任にあたるにおいて非常に適任であるということで皆様方にお諮りするものであります。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより同意第1号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、同意第3号 大洗町農業委員会委員の任命につき委員の過半数を認定農業者等及びこれらに準ずるものとするについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第3号 大洗町農業委員会委員の任命につき委員の過半数を認定農業者等及びこれらに準ずるものとするについての提案理由をご説明いたします。

4ページをご覧ください。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めることとされております。

次期農業委員の任命にあたりまして、令和3年12月17日から令和4年1月21日まで、候補者の公募を実施した結果、認定農業者が4人であり、定数8人の過半数に満たませんでした。ついては、農業委員会等に関する法律および農業委員会等に関する法律施行規則の規定に基づく過半数要件の例外を適用し、委員の過半数を認定農業者および認定農業者に準ずるものとするについて、議会の同意を求めるものであります。

ご同意のほど、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第3号 大洗町農業委員会委員の任命につき委員の過半数を認定農業者等及びこれらに準ずるものとするについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号 大洗町農業委員会委員の任命につき委員の過半数を認定農業者等及びこれらに準ずるものとするについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎同意第4号ないし同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、同意第4号から同意第11号まで、大洗町農業委員会委員の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第4号から同意第11号までの大洗町農業委員会委員の任命についての提案理由をご説明いたします。

5ページから12ページをご覧くださいます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律に従い、同意第4号、勝村勝一氏、同意第5号、和田淳也氏、同意第6号、今村和章氏、同意第7号、大貫善之氏、同意第8号、米川政宏氏、同意第9号、藤沼洋一氏、同意第10号、関 甚氏、同意第11号、小沼正男氏の8名を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

任期は3年となっております。

ご同意のほど、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより同意第4号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑・討論を省略して採決いたし

ます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、10番 勝村勝一君の退席を求めます。

〔10番 勝村勝一君 退席〕

○議長（飯田英樹君） お諮りいたします。同意第4号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第4号は、原案のとおり同意することに決しました。

勝村勝一君の退席を解きます。

〔10番 勝村勝一君 復席〕

○議長（飯田英樹君） 勝村勝一君に、原案のとおり同意しましたので、ご報告いたします。

続きまして、同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑・討論を省略して採決いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、8番 和田淳也君の退席を求めます。

〔8番 和田淳也君 退席〕

○議長（飯田英樹君） お諮りいたします。同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第5号は、原案のとおり同意することに決しました。

和田淳也君の退席を解きます。

〔8番 和田淳也君 復席〕

○議長（飯田英樹君） 和田淳也君に、原案のとおり同意しましたので、ご報告いたします。

続きまして、同意第6号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑・討論を省略して採決いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、7番 今村和章君の退席を求めます。

〔7番 今村和章君 退席〕

○議長（飯田英樹君） お諮りいたします。同意第6号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第6号は、原案のとおり同意することに決しました。

今村和章君の退席を解きます。

〔7番 今村和章君 復席〕

○議長（飯田英樹君） 今村和章君に、原案のとおり同意しましたので、ご報告いたします。

続きまして、同意第7号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第7号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第8号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第8号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第9号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第9号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第9号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第10号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第10号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第10号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第11号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑・討論を省略して採決いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、6番 小沼正男君の退席を求めます。

〔6番 小沼正男君 退席〕

○議長（飯田英樹君） お諮りいたします。同意第11号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第11号は、原案のとおり同意することに決しました。

小沼正男君の退席を解きます。

〔6番 小沼正男君 復席〕

○議長（飯田英樹君） 小沼正男君に、原案のとおり同意しましたので、ご報告いたします。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第10、諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、米川政宏氏を、大洗町人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は3年となっております。

以上、諮問第1号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、ご賛同のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、諮問第1号は、適任とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第11、発議第1号 大洗町議会政務活動費の交付に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。4番 伊藤 豊君。

〔4番 伊藤 豊君 登壇〕

○4番（伊藤 豊君） 発議第1号 大洗町議会政務活動費の交付に関する条例につきまして、提案

理由を申し上げます。

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から16項の規定に基づいた議員の政策形成能力等の向上をはじめ、町政に関する調査研究に必要な経費の一部として交付されるものであり、その政務活動として認められるものは広範囲であります。

現在、地方分権の進展により地方公共団体の役割が増したことで、地方議会における主たる役割である政策形成機能や執行機関に対する監視機能の重要性は増し、議員の政務活動の範囲も拡大してきています。

議員の政務活動が広範囲であるために、その活動について誤解や疑念を招く場合も考えられることから、平成24年の地方自治法改正で示されているとおり、住民の理解・信頼を深めるためには経費の性格や使途を明確にし、説明責任をしっかりと果たしていかななくてはなりません。

以上を加味した上で、議員自らの資質の向上、調査能力の向上は必要不可欠であり、さらなる議員活動の充実を図るため、本条例を提案するものであります。

提出者 大洗町議会議員 伊藤 豊

賛成者 大洗町議会議員 飯田英樹、柴田佑美子、菊地昇悦、坂本純治、

勝村勝一、海老沢功泰、石山 淳、櫻井重明 8名であります。

どうぞ皆様の適切なるご判断のもと、議員全員のご賛同をお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号 大洗町議会政務活動費の交付に関する条例について質疑を行います。7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 質問の前にですね、ちょっと確認したいんですけども、これ、議会運営にこの案件というのは乗っかってなかったですよ。この後、日程の追加としても、その後されてないんですが、発議の場合には、これ、議運にかけなくてもよかったんですけど。であれば、大丈夫であれば質疑に入りたいと思いますが、その確認だけちょっとさせていただきたいなど。

○議長（飯田英樹君） 田山事務局長。

○議会事務局長（田山義明君） では、私のほうからご説明させていただきます。

この政務活動費の交付に関する条例につきましては、これまでも議員の皆様方が全員協議会において昨年度からも協議を重ねてきていただいていたかと思えます。そういったなかで、今、今村議員がおっしゃるとおり、議会運営委員会につきましては、この案件については上程は特にはしてなかったと記憶はしておりますが、ただ、ここにも提案者、賛同者となるような方も、前回の全員協議会におきまして確認をしたということで、それをもちまして皆様の同意はここに3月議会に上程されるものとして理解はされているものというふうに私は感じ取った次第です。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） それでよろしければ質疑のほうに入らせていただきたいと思います。

それでですね、私は反対の立場でちょっと質問させていただきますけども、私ども議員はですね、

月額27万5,000円という報酬をですね支給されております。議員の資質向上、政務活動をするためにですね、今回この条例を制定するということでもありますけども、十分にいただいている金額のなかから、我々は切磋琢磨できるんじゃないかなと。この部分で十分にですね議員資質向上に努められるんじゃないかなと私は思ってるんですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） それでは、今村議員のご質問にお答えしたいと思います。

昨年11月に飯田議長になられてから、このことについては議長の施政方針でもあったとおり、議長のもとに全員協議会を、もう幾度と重ねて話し合いをしてきました。全体の総意としていろいろな意見がありましたが、最初の全員協議会の時には政務活動費は必要であるという皆さんの同意のもと進めてきて、形づくりをして、直前の全員協議会では、この提案でいきますと、条例案まで提案して皆さんの同意を求めて今、提出に至っているところでございます。

それで、今村議員の質問でございますが、十分に報酬はいただいているということではありますが、そのほかに政務活動に関することに関して、私たち議員のみんなが調査研究をして政策立案能力や政策形成機能の強化を図るという意味で、この提案を一月1万円、年間12万円ということをさせていただきました。その使途に関しては、強制的に支給されるものではなく、使ったことに対して後から支給されるというものでございますので、全員が使わなければならないということではございませんので、その個人の能力向上に資するものとして政務活動費の提案をしたところでございます。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 確かに今、委員長が言われるとおりですね、協議はしてまいりましたけども、協議のなかで全員賛成ではなかったんですね。多数決で手を挙げれば、あったほうが良いという方が多かったということで、そのままこの数で決まりましたので進めさせていただきますということで進められたものだとは私は認識しております。

以前に政務活動費、以前ですと政務調査費ですか、これは我々議会では廃止しております。というのは、個々のレベルアップ、これは確かに必要ですけども、これを個々でやるんじゃなくて議会改革の一環でですね、全体で底上げしようということで、その予算を撤廃した経緯があります。でするので、先ほど最初の質問にありましたけども、そんな中で結局個人でいただいている予算のなかで自分で勉強すればいいだけの話であって、わざわざですね、これを一つ追加する必要が私はないのかなと思っています。國井町長の名前出して申し訳ありませんけども、当時、國井町長もその当時、議会議員として一緒にこの政務調査費の件で議論したメンバーだと思います。そのなかで、國井町長のツテですね、明治大学の教授を呼んでですね全体で勉強会をやったり、また、我々が明治大学へ出向いて研修に行ったりとかですね、そうした全体のレベルアップにつなげていったというのが現状であって、ここに予算付けしなくても我々はレベルアップできるんじゃないかと思います。なおかつ、ここで、じゃあ政務活動費をつけないければレベルアップできないのか、資質向上できないのかということであれば、我々議会が前回廃止したということは、じゃあ廃止したことによって

レベルが下がったのかと、また、ほかの議会で政務活動費がないところは資質向上できないのかと
いうことの回答になってしまうのかというところで、私はちょっとこれ矛盾しているんじゃないか
なと思いますけども、委員長いかがでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 再度の今村議員の質問にお答えさせていただきます。

皆さんの同意というものは、もちろん多数決の原理でありますので、進めてまいらせていただきました。そのなかで今村議員ももちろん、和田議員や小沼議員なども反対というか、いろいろな心配事をしていただきました。書籍に関しても、いかがわしい本を買ったら、これも政務活動費になってしまうんじゃないかといういろいろな心配があつて、そういうことがありましたけど、全員協議会のなかで用途を限定して、あとはもう私たちのモラルに任せる、これから先に間違つた使い方をしないようにというものは、情報公開の中で行っていく。そこには町民の厳しい意見もあり、ほかの人の意見もあるということで政務活動費の今回の提出に至つたわけではありますが、今の報酬のなかでできるんじゃないかという質問とちょっとずれるかもしれませんが、その当時の政務調査費を廃止した当時の政務調査費に関するあまりにも国民からの目線も冷たいものがあつたというところも加味して、社会情勢のなかでやったのかなと、私はその当時いませんでしたのでそういう想像にしかいたらないんですが、今回の政務活動費というものを創設するにあたり、議長の思いもあり、その議長が最初の所信表明で述べたとおり、議長の思いと、それに賛同した全員協議会の皆さんの同意ということで提出をさせていただいたことでありますので、ご理解をいただければ助かります。宜しく願います。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 確かにですね、反対したなかでも文面に関してはですね、いろいろと意見を言わせてもらいました。それは、数でもうかなわないですけども、大洗町の議会として条例残る以上は、我々は審査した中に入らなければ、適当なものは出せないわけですね。ですから、いろいろとお話をさせていただいた経緯であつて、あくまでも賛成で言つたわけではありませんで、そこはご理解いただきたい。

また、当時の政務調査費の部分で廃止の、これは世間の意向もあつたということでもありますけども、意向があつたにしろ、これは廃止してですね、別に大洗町議会がレベルが下がつたわけではありませんで、しっかりとやってきたと思いますので、それは理由にはならないんじゃないかなと思っております。

今日の施政方針のなかでも町長のほうからですね、財政的に大変厳しいという意見がありながら、また、職員のほうもですね人事院勧告で給料が下がるなかですね、議会だけがですね権利を主張してですね、ここに月1万ですけども、これを予算化するということは、私はどうしてもちょっと納得いかない。この時期ですよ。特にこのコロナの時期ですよ。我々が一生懸命勉強するんであれば、本当にもらつてるね予算でできるんじゃないかなと私は思つてるんですけども、例えばですよ、本当に政務活動費としてつけていただきたいということであれば、我々がまずは身を切る、それが必

要じゃないかなと思います。であれば、1万円削ってですね、支給枠をですね26万5,000円にして、その1万円分を政務活動費に充てると。じゃあそれじゃあ意味ないだろうと、政務活動費の意味ないだろうといいますが、意味ありますよ。政務活動費なんですから。そうすれば、議会も身を切ってますし、執行部のほうもですね人勸で予算が減るなか、しっかりとその部分で予算の部分を補っていくという部分で、それでなおかつレベルアップ、資質向上できるのであれば一番いいんじゃないかなと私は思います。この件に関しては、答弁いりません。多分答弁いただいても水掛け論になりますので、私の思いとして発言させていただきます。

○議長（飯田英樹君） ほか、ございませんか。6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 私も反対の立場でちょっと質問させていただきます。

この政務活動費がもらうということは議会のなかでずっとやってきたということは、確かにそうなんですけれども、そういうなかでね、例えばの話、これは、例えば伊藤議員がちょっとまずいようなものを提出したと。そういう時に、その当時の議長からそういう話があったのは、町長のほうから弁護士がちゃんとついてくれるから、これは大丈夫です。その良し悪しは、そこで判断さしてくれる、そういう話を伺いましたけれども、一議員のね、例えばこいつは使ったのか使わないのかという話を、町の弁護士を使うということが、これは町民の理解が得られるのかどうか。これは町の弁護士を使うということは、町の予算からその弁護士に対してお金を払う。こういうことが町民のほうから、例えば伊藤議員に対してそういうことはまずいですよっていう話になった時に、それを町の弁護士に仰ぐということは、ちょっとそれはおかしいんじゃないかと。ここちょっと質問したいと思います。

○議長（飯田英樹君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 小沼議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、町でお願いしている弁護士さんですね、に関して、その1件当たりいくらという報酬ではないと私は認識しておりまして、議会議員の政務活動費の資料を見ていただいた時に、その税金が無駄になっているとか、1件当たりいくらかかるから一人一人にお金が発生しているとかいうものではないと思いますので、ご質問に答えさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 今の答弁なんですけれども、町長、そのとおりなんですか。私は弁護士はですね、頼めば30分何万円っていうような話で聞いているんですよ。これはだから町の弁護士にしても、町の弁護士は町に対していろいろな訴訟があった場合に対応してくれると。これが議員に対しても使えますという話では、私は話が違うと思うんですよ。その辺じゃあお願いします。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 非常に熱い議論で素晴らしいなと思います。今の件なんですけれども、町で財政支出をして政務活動費に充てるわけですから、当然全般的なものとして町で今、リーガルチェック、議員の皆さん方にお認めいただいた予算で、月額制をお願いしておりますので、今、何か問題が起きた時に相談ということではなくて、例えば先ほど申し上げましたように契約の変更とか伴う時

に、そういう契約書どうするんだとか、常にリーガルチェックとして活用させていただいています。その一環として、もし議会からそういう資料が上がってきたり、いろんな調査をする際に、チェックしてもらいたい、相談したいということがあれば、当然それは活用していただくことは問題ないと思ってます。多額な費用がかかるとか、そこからプラスアルファがかかるということはない。現実には、もう週1回、そして月4回とか5回とか時間制で来ていただいておりますし、その時間についても、もう非常に熱心な先生ですから、少しオーバーしてもそこについて費用をよこせという話にはなっておりませんので、逆に十分にそういう意味では今後、条例、例えば議員提案でいろんな条例案を出される時でも、そういう部分で活用していただければというふうに思っています。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 私はそういうところなかなか納得できないんですけども、今のね、例えばの話しました。伊藤議員が、例えばちょっとこれはまずいんじゃないのっていうやつを、町の弁護士がそれについて、これは適正ですよっていうような判断を下すということは、町民としては、私は納得いかないと思うんですよ。要するに、弁護士さんには町の予算の中から出てるわけですよ。これ、税金は町民が払っているんですから、その金を議員のですねその白黒つけるために町の弁護士を使うということは、これは町民の理由が得られるのか、その点を私は心配してるんです。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 今、議論していますのは、この公金である政務活動費の活動状況についてのいわゆる弁護士チェックなんです。そうすると、これあくまでも公金ですから、小沼議員ご心配のように、個々人が適当な使い方しないようにということで、そういうチェックを弁護士がすることが一般的に見たらおかしいんじゃないかと。確かにその伊藤議員個人とか、石山議員個人とか、個人的なことで使うということになれば、これは問題ですけども、公金として議会から上がってきたもの、今後、例えば議会でも条例提出する時に、この条例のリーガルチェックするとか、そういうことであれば大いに使っていただいて、むしろ使わないほうが、活用しないほうが、持ち腐れになってしまいますから、これ、公金のチェックということの一環としての話でありますから、十分にそこは問題なくやれると思いますので、是非ご活用いただければと思います。これは政務活動費にかかわらず、いろいろリーガルチェックとして、議会として申し込んでいただければ、それは十分に。ただ、個人的なことの法律相談であるとかそういうことは、当然にして今、小沼議員ご指摘のように公金で運用している、運用というか公金でお願いをしている弁護士でありますので、それは個人的なことには使えませんが、十分に議会活動等で、議会としてチェックを仰ぐということであれば、十分に問題ないというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） 私もですね、これ、廃止した組ですから、なぜ今さら復活させるのかという疑問がね、今村議員がほぼほぼ今言ってくれたんですけども、本当にね財政難の時に、議員の使える、資質向上になるかどうかわかりません。廃止してから多分十数年たつてと思うんですけども、その間、皆さんが資質が落ちたということは全くないと思うんですね。皆さんそれぞれのな

かで切磋琢磨、研究しながら、素晴らしい一般質問をしたりですね、そういうことをやってきてる。ということは、やはりそんなに必要ないんじゃないかと。それで、多数決ですから、決まれば私は従います。ただね、やっぱりこの財政難、だって町長も施政方針のなかでうたわれている。またこれ、職員の皆さんも、先ほど今村議員が言ったとおりに所得がダウンしてしまうというなか、議員だけちょっとこれ、おかしいんじゃないかなっていうのが素朴な疑問としてあるわけですよ。それでね、もしこれが公金であって、それが私的なものなのか公的なものなのかの区別というのは、非常に難しいはずなんです。いつも言うんですけどね、書籍を買いました。これで実際、書籍がどのぐらい、それで、題名がどうのこうのっていくらしてどこから買ったっていうようなものが多分出してくるんだろーと思いますけど、それが果たして政務活動に値するものか否かは、弁護士さんでも判断できないんですよ。正直言ってね。よく言います。これはね、マンガ買っても政務活動、政務調査である。エロ本買っても政務調査であるとか、そういうことになってきます。政務調査ですから、例えば前のね文部科学の事務次官が、いかがわしいところに行ってそういうことをしてた、これも結局調査だということだね、それは、そういうことでも大洗町の議員さんはそんなことに使わないとは思いますが、それも政務調査ったら政務調査なんですよ。だから、非常にその、まあこの括りというのが、いくら文章化してもなかなか難しかりょうというところがございます。決まればね、町長がまあいいよと、議員の資質向上になるのであればということで、これは決定される場所なんですけれども、ただ、何か問題があった場合には、これはすぐその予算措置はなくすというような、ちゃんとしたね、そういう縛り、逆に、お金を出す側からそういう縛りをつけておかないと、これはちょっと問題になるんじゃないかな、そういうに思います。だから、ここのところで何か不都合があった場合は、政務活動費はすぐやめましょーと、そういう形のご答弁をいただければうれしいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（飯田英樹君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 和田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの今村議員の質問にもありましており、この報酬を増やすわけではないと。資質向上の、さらなる資質向上のために、この月1万円の制度を認めてもらいましょうという条例提案なので、その給料を下げてこっちを上げればいいのかという話でもないということで、和田議員の質問2点あったと思いますので、その当時、廃止した理由は私はその現場にいませんでしたので、いろいろと想像するところではないんですが、今回、前回の廃止した時の反省を踏まえて、使途をさらに限定したり、いろいろと皆さんからの意見、心配事もらって作ってきたという私も自負がありますので、提出者としてその点は当時のような、当時のようなというか前回の政務調査費のところとは、また性質が違って、今回は本当に資質向上につながるような使い方を皆さんができると思っております。

それで2点目の質問で、書籍に関していろいろ言っていたんですが、例えばの話でございます。もちろん情報公開、議長も最初から言っておりましたが、情報公開のもとで、もし例えばマンガを買い続けているような議員がいたとしたら、それはそれで適切に選挙の時に判断してもら

えるんじゃないかということで、そこまで道を外れたようなことは、私は心配をしていない。それで今回提案をさせていただいております。その使い方については、情報公開もありますし、その一環としても弁護士の先生に相談して、間違いがあるかないかというのは、自分でわかりながら出してしまうんじゃないかなと思います。もし、いかがわしいとか、そのねモラルから外れるようなことをしようするようだったら、それはもう弁護士さんというよりは、もう町民皆様に判断していただけるんじゃないかということで、間違った使い方というのは私は心配しておりませんという回答でございます。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） これは最終的に私どもで、例えば予算措置をさせていただくということになると思うんですが、今、和田議員からあるような話があれば、むしろ議員の皆さん方からそんな予算はつけないでくれと、そんな予算つけたら否決ですよという話に私は今のようなものすごい真面目な議論からいけばなるのかなと思ってます。当然何か問題があれば、住民の皆さん方からは指摘されますし、そういう環境にはならないと思いますので、予算措置はそこでストップというのは当然なことだと思っています。

それから、リーガルチェックに関してなんですが、公職選挙法上の政治資金、政治資金規制法上の政治資金の届出をやられている方、後援会などでいらっしゃると思いますが、あれも組織活動費でいった時に、例えばセブンイレブンで買物したものまで乗せちゃって、それももう十分に解釈によって、広い裁量もってますから、そののところっていうのは最終的に誰が判断するかっていうことになると、司法しかないんですよ。司法で誰かが訴えて、司法で判断するしかありませんので、リーガルチェックというのは、これは万能じゃありません。すなわち、適法かどうかの判断だけであって、それがそこに該当するかどうかの判断については、事前にやっぱり議員の皆さん方で決めていただく。そして、それが乗っていて、それはマンガ本もこういうことで使いましたっていえば、それは理屈ですから、そのことがいいかどうかについては皆さんでやっぱり議論していただいて、チェックに求める。あくまでもリーガルチェックというのは適法かどうか、そして、弁護士として一般的ないわゆる見解、世間的にこれ見て、マンガなんていうのは当然世間的にはこうですよ。でも、ここでは逸脱してないといえますよっていう、そういう最終的なその裁量というか、最終的な意思決定というか、最終的な責任みたいなものについては、当然それぞれの個々の議員の皆さん方に来る。議会として受けますから、当然議会全体のことが棄損されるということを心配されてのお三方のご指摘だと思いますので、そういうことも総合的に含めた上で対応できるような環境を私どもでは十分に整えることによって、先ほど来から話がありますように、住民の皆さん方に説明責任をしっかりと果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） ありがとうございます、町長。町長とね、町長も議員時代に、これも廃止した経緯がございます。また、一生懸命あの頃もみんなで頑張って議会改革をやって、もう当時、全国から150カ所ぐらいからの議会がもう視察に訪れてきたというような経緯もありますので、まあ

いいでしょう、これね、うん。反対は反対なんですけれども、決まれば従います。当然。

それで、今、町長のほうからね、これ当然そういうものがあつたら、すぐ予算措置はやめるという話がありましたので、安心して従うことにいたします。以上。

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 大洗町議会政務活動費の交付に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議がありますので、本案については起立採決により行います。

お諮りいたします。発議第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田英樹君） 起立多数であります。よって、発議第1号は、原案のとおり決しました。

◎報告第1の上程、説明

○議長（飯田英樹君） 日程第12、報告第1号 令和4年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について説明を求めます。副町長 関 清一君。

〔副町長 関 清一君 登壇〕

○副町長（関 清一君） 報告第1号 令和4年度大洗町土地開発公社事業計画の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元に配付の報告第1号の資料、1ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、令和4年度の事業計画についてでございます。

まず、「1 土地取得事業」でございますが、本年度は、新たな用地の取得の予定が現段階ではございませんが、町からの先行取得などを求められた場合に対応してまいります。

続いて、「2 保有土地（公有地取得事業）の処分」でございますが、大洗駅周辺用地の町への払い戻しを行うとともに、土地開発公社が所有しております五反田等の保有地の処分を進めてまいります。

「3 保有土地の管理並びに付帯する事業」につきましては、公社保有地の草刈り等の維持管理を実施してまいります。

2ページをご覧ください。

令和4年度の資金計画につきましては、前年度決算見込額と本年度の予算額の対比になっております。

また、資金計画の本年度予算額につきましては、4ページからの予算説明書にて説明をさせていただきます。

なお、本年度予算額の受入資金および支払資金の総額は、それぞれ3,325万1,000円となっております。

3ページをお開きください。令和4年度の会計予算についてでございます。

収入支出につきましては4ページからの予算説明書にてご説明させていただきますが、下段に記載の第3条一時借入金につきましては、資金繰りのための一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

4ページの予算説明書をご覧ください。

収入の部の1款事業収益につきましては、公有地取得事業収益といたしまして2,385万8,000円を計上しております。

他に、2款事業外収益は、受取利息として2,000円、雑収益としまして1,000円、3款借入金につきましては1,000円、4款繰越金として、前年度繰越金を938万9,000円と見込んでおります。

以上、収入合計は3,325万1,000円でございます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

支出の部の1款事業費の公有地取得費につきましては、科目設定のため、土地取得費として1,000円、補償費として1,000円をそれぞれ計上しております。

2款販売費及び一般管理費は、公社が保有しております土地の維持管理費、振込手数料、法人税等として24万5,000円を計上しております。

3款事業外費用は、借入金の利息等として2,000円を計上しております。

4款借入金償還金は、科目設定のため1,000円を計上しております。

5款予備費は、3,300万1,000円を計上しております。

以上、支出合計は3,325万1,000円とするものでございます。

なお、新たに用地代行買収など、町からの要請、協力依頼によりましては、その補完のために、事業計画の変更並びに予算の補正があることを申し添えさせていただきます。

以上、報告第1号 令和4年度大洗町土地開発公社事業計画の報告とさせていただきます。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 以上、報告のとおりであります。

◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第13、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 寄附の受け入れを報告させていただきます。

4者からの寄附であります。

昨年からはめるというか受け入れをすることができました企業版ふるさと納税に係る、全て寄附であります。

茨城町の株式会社大貫測量 大貫淳司さんから30万円、水戸市の株式会社FUYOU 代表取締役 宮川金吉さんから100万円、東京都江戸川区の菱幸運輸株式会社 代表取締役 熊谷将幸さんから30万円、同じくつくば市の沼尻産業株式会社 代表取締役 沼尻年正さんから同じく30万円、全て海の街大洗創生推進事業の一助としてということでご寄附を、大変失礼しました。あともう2者ございます。やはり同じく、これも企業版ふるさと納税でございます。東京都葛飾区の株式会社トーヨー建設 代表取締役 岡田吉充さんから20万円、そして、水戸市住吉町の株式会社美豊コンサルティング 代表取締役 佐竹伸夫さんから30万円、これ全て6者でありますけども、海の街大洗創生推進事業の一助としてご寄附をちょうだいいたしております。

寄附者の皆様方の思いをもとに、私どももしっかり事業を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

以上、報告にかえさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

◎休会の件

○議長（飯田英樹君） 日程第14、休会の件についてお諮りいたします。明日4日を議案調査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、明日4日を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月7日午後2時から、施政方針並びに新年度予算に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後1時28分

